

となっております。で、また、実際の移転料支払の実績を見ますと、三十八年の四月から四十一年度の五月までの間、支払の実績における不足割合は約五〇％ということになっております。したがって、この支払不足割合、約五〇％というものを解消いたしますために、外務省の要求どおりに、移転料、運賃、梱包費、人夫賃というものは二〇％引き上げる。それから移転貨物は、生活水準の上昇、生活の結果蓄積される家具、家財というものの量の増加を考慮いたしまして、先ほど申し上げました現状の基準容積百立方フィートというのを百三十立方フィートといたしまして、現在の不足割合五〇％に対応してこれを補てんとする、五〇％の割合によりまして移転料は引き上げをするということでございます。

○伊藤道雄君 この改正額が実情に沿ったものであるかどうかというのを判定するものは結局、実情調査そのものが正確になされたかどうかということ、ことばをかえていうと、外国における物価と運賃、こういうものが正確に調べ上げられたものであるかどうかという点、こういう点によつてきまるとする。その実態調査が正確であるものでなければ、およそその改正額を割り出しても意味がないと思うのです。そこでこの実態調査についてはそういう裏づけとなる十二分な確信を持てるものであるかどうかという点、この点について大蔵省はどのようにとらえているか。

○説明員(津吉伊定君) 御指摘の点でございますが、われわれといたしましては、直接に外国に出かけまして大蔵省が調べるといことが理想であるうかとは思いますが、これは経費の関係もございまして、人の問題もございまして、間接にいたしますが、外務省の在外公館による調査を通じて実態をチェックするという手段によつておるわけでございます。いま申し上げたいいろいろな旅費の種目によりまして、たとえば北米、中南米、欧州、東欧、アジア、中近東、アフリカというような各地域別に所在しております公

館において、移転料の例で申し上げますれば、先ほど申し上げました実績による不足割合がそれぞれの地域別の公館において実際にあらわれてまいります。それが正確に申し上げますと、平均では四九％の移転料の不足割合が支払の実績において発生しておるということでございます。これは移転料の一例でございますが、それを各在外公館を通じて外務省が調査をした、その調査に対する疑問というものを基本的に追及いたしますと、どの程度まで外務省がほんとうの調査をやっておるかという点はあるとは思いますが、われわれとしては、外務省の在外公館による調査によりまして実態を把握しておるという前提でございます。

○伊藤道雄君 これは本来なら当然国家公務員の旅費法は大蔵省が直接責任を持つておる法律であるので、当然大蔵省が実態調査をすべきところ、外国の地域でもあつたし、経費の節約その他の事情から外務省を通じてやつたことには一応了解できるわけですが、ただ外務省が公館によつて実態調査した、それをただ大蔵省は外務省を通じてそのまゝのみの態度では相ならぬと思うのです。これはやはり正確なものであるかどうかという点については、これは旅費改定の根拠になるきわめて本法案の核心ともいべきものであらうかと思うのです。きわめて重要な点であるわけですから、すべてただ外務省のその資料をうのみの態度で受けとめたということでもしあるならば、これはどうも了解できないわけですが、大事な問題点であるだけに、したがつて、その点は可能な範囲内において十分検討されたものでなければならぬ。そこで真剣に検討した結果、これならこのまゝ受けとめることができる、そういう確信の持てるものであるかどうかということをお伺いしておるわけでありまして、この点について、大臣としてはどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、去年の四月一日から、内国旅費の改正をいたしました。このときは三〇％増、移転料が六〇％というふうになりまして、このときに外国旅費に

ついては実態が十分につかめていないということ去年見送つて、一年間の調査期間において本年度の改正案を提出したということでございます。日本と外国との事情がこれは相当違ひますので、そこで、外国における近年の物価の値上がりというものを大蔵省の立場でできるものなら調査するし、実態の調査は外務省に公館を通じて調査してもらうということで、そういう総合資料のもとに判断しますと、今回の一五％——移転料の五〇％が、大体この前の内国旅費の改定から見ても、そのほうが低い率ではございまして、その辺が大体実態に合うところであらう、こういう判定を私どもは下したわけでございます。

○伊藤道雄君 で、この点についてどういふお尋ねをするのは、この法案改定のこれが一番大事な点だと思われるわけですね。その実態に沿う改正法でなければならぬわけですね。そこでそれをきめるには、実態調査が正確になされたかどうかということによつて決定すると、繰り返して申し上げるように……。したがつて、その点はきわめて重要なポイントとなるので、了解するまでお尋ねしておるわけですね。そういたしますと、外国のことであるので、便宜上外務省を通じて在外公館をして実態調査をせしめた、それを外務省を通じて大蔵省は受けとめて、ただこれをそのまゝうのみにしたということではなくして、十分あらゆる角度から検討してこれなら確信を持てるという、そういう確信のものと資料であるかどうかということをいまお伺いしたわけですね。そうしますと、これは十分大蔵省としても確信のもてるものであると断言できる、そういう資料であるわけですね。その点さえわかればいいわけですね。

○国務大臣(水田三喜男君) 一応私どもは確信を持てる資料であるというふうに判断しております。○伊藤道雄君 外国旅費については、三十八年の改正の場合も今回の改正の場合も、これを比較してみますと、増額率はほぼ同じくらいになってお

るわけですね。ある期間において、ある同じ程度の改正を行なつておるやうにとれるわけですね、結果から見ますと。そういうことになると、機械的な改正に終わつておるやうに思われるわけですね。この点はどうなんですか。前回、三十八年に行なつておつて、今回相当年数がたつておるわけですね、その間に相当物価とか運賃とか、外国における物価、運賃等が相当変動を来たしてゐると思つてゐるわけですね。それを、三十八年から四年経過して、昨年国内の旅費改定の際、外国旅費についても改定したけれども、実態を把握してゐないの、今回やるのだ、そういう御説明があつたわけですね。それにしても、これは給与については後ほどお伺いしたいと思つてゐるわけですが、年々改定がなされておる。それは物価とか生活費とか、いろいろな観点からきまるわけですが、長い間いゆるほつておいたのでは、やはり実情に沿つた旅費支給ができないのではなからうか、これは当然に考えられるわけですね。したがつて、そういう角度からいまお伺いをしてゐる。その点はいかがですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 初めのほうの上げる率が大体前と同じやうだというお話がございましたが、詳細に御検討願いますと、たとえば、今度は移転料の関係でも値上がりという分のほかに、引越しの荷物の基準になる荷物の量が実際調査してみたら多い。そういうところを直す。それから子女加算というものを直す、陸路加算も直す、そこまでもつて計算しますと、約七割近く増加になっております。そのほかに着後手当というものも七日夜というのを十日十夜にふやす、そういうようなことをいろいろいたしております。それにしても、この前からだいぶ期間がたつて、それで相当上げるならば御質問の趣旨は、もう少ししんばんに調査をしてもう少ししんばんに上げたかどうか、実情に近いようにしたらどうかということかと思つてゐるわけですが、これからのな

るべく、事務的な能力の關係もございますけれども、なるべくよく調査しまして、実情に合わないというようにならばすみやかに改正をするということでございます。

○伊藤道雄 どもちよつと理解できないので、極力鋭意調査を進めて実情に沿うようにしなければいけない、そのお答えにならぬといかぬと思ひますね。ただなるべくなんといふことばはこれはやはりしごくあいまいなことで、やっただけでもできなかった、なるべくやろうと思つたけれどもというわけで、いかげんな答弁の部類に入るわけです。だから鋭意極力実態調査についてはやりまされどもという御答弁でございせんか。

○政府委員(武蔵謙二郎君) 極力調査いたします。

○伊藤道雄 これはあなたがそう思つたつて、大臣の方針がそうでなければできないわけですが、大臣の御方針はいかがでしょう。この際基本的な問題であるので、大臣のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) これは極力私もいたしたいと思ひますが、しかし、俸給というようなのは年々勧告によつて大きく変化があつた場合は直されるというところは毎年のこととしてやつておりますが、こういう旅費規程みたようなものは、私は四年がやはり少し長かつたとは思ひますが、これを毎年というよりはやはりむずかしいので、三年なら三年を期として必ず実態調査をし直してこれを変える、その間には不利になる方もあるでしょうが、しかし、旅費規程のごときは毎年変えるというより、やはり私は三年くらいにしてそれ以上長く据え置くといふことのないように、実態調査もその間に完全にして直すといふふうに、まあこれは年々というわけにはいかないもので、極力はやりますが、私は四年は長過ぎる、三年くらいを期にして直すことは必要じゃないかといふふうにも考えております。

○伊藤道雄 私のお伺いしている要旨は、ただ機械的に、いま大臣は三年くらいとおつしやいましたけれども、たとえ一年であっても、実態調査を鋭意進めた結果相当大きな開きがあつたら、たとえ一年でもやるべきだと思ふ。しかし、また逆に三年たつてゐるけれどもたいした変動がなかつたといふことであるならば、単に三年がきたからといふことの理由で改定する必要はないと思ふのです。そこで機械的にやるのではなくして、日ごろ鋭意実態を調査して、たとえ一年であつても大きな変動があつたら、三年であつても変動がなければやる必要がないわけですから、その機械的にやるべき筋合いのものではなからうかと思ふのです。ただ一応のめどとして三年に置くのだといふことはいい悪いは別問題として、やはり機械的ではいかぬと思ふのです。そういう角度からお伺いしているわけです。この点はいかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) それはもうそのとおりだと思ひます。

○伊藤道雄 なおお伺いいたしますが、日当とか宿泊料について、外国旅行でも内国旅行と同じように甲地、乙地の区分があるわけですか。

そこでお伺いするわけですが、アジア、中近東地区とその他の地区との間に実態調査の結果、どの程度の格差があつたかどうかといふことをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(武蔵謙二郎君) 甲地と乙地のこれは、日当、宿泊、いろいろなクラスがどういふホテルに泊まるか、どういふ日当の使い方をするか、それをいろいろ調べて、それで、比率でございまして、クラスによつて違ひますけれども、大体甲地と乙地との比率は、宿泊料、日当合計で申しますと七割前後の開きがある、こういうことに実態調査の結果なつております。

○伊藤道雄 これは、日当、宿泊料についてそれぞれ甲地、乙地の区分があるので、そこでそのことを踏まえてアジア、中近東とその他の地区との調査の結果をいまお伺いしておるわけです。だから、これは日当とか宿泊料くるめてですか。

○政府委員(武蔵謙二郎君) これは非常にこまかい数字になりますので、いま日当と宿泊料の平均で申しましたわけですが、たとえば宿泊料だけ見ても大体七割から八割、そういう違ひがある、そういう調査の結果なつております。

○伊藤道雄 これはここですぐ説明してもらつてもなかなか容易じゃないから、あとで資料として出してください。私もこの審査中だけが必要であつた必要ないといふことでなくて、日ごろも鋭意勉強したいと思ひますので、その資料を御提出いただきたいと思ひます。

なお、このことについてお伺いいたしますが、日当とか宿泊料の甲地、乙地間の格差は大体五割に現在なつておるわけですね。約五割、金額にいたしますと、日当では百円、それから宿泊料では二百円ないし四百円、この程度の差が現行法であるわけですが、そこでお伺いするわけですが、ほんのわずかの差で、ほんのわずかの差でも、僅少な差でも存置しておかなければならぬ理由が一体那邊にあるのかといふことをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(武蔵謙二郎君) 先ほどの調査でございしますが、もう少し御説明しますと、これ、非常にむずかしくなりますのは、たとえば参事官クラスはどういふ地域ではどの程度の旅館のどういう部屋に泊まるとか、それから、どういう地域ではどういう程度のホテルに実際泊まる。それから、一等書記官クラスはどういふところでどういふホテルのどのくらいの値段、それをずっと調べまして、そうして見ましたところが、先ほど申しましたような相当な格差があるわけでございます。実際泊まつてゐる旅館が、そこで、現在の格差はそれから見ますとそれほど大きくないと考えますけれども、いまだである格差をさらに聞くと、いかに維持していくといふことでございまして、そのまゝ維持していくといふことでございまして、内閣総理大臣とか各閣務大臣等については、等があるからほかにありますが、等についてはすでに甲地、乙地の区分は廃止されておるわけですね、それで、そうだとするならば、これは一般職員についてだけの甲地、乙地の区分だといふことですね。どうもこれは了解したいのですが、いかなる理由でこういう區別をつけておるのか。内閣総理大臣、各閣務大臣等についてはもう区分は必要ないのだと、廃止しているわけですね、それで、まあ現行法はそうですね。そうだとするならば、おかしいじゃないですか。一般職員については僅少な格差を現存しておかなければならないという理由はいまお聞きしたわけですが、それなら、そんならひとつ格差を設ける必要があるなら、たとえ総理大臣、各閣務大臣等についても当然残すべきでしょう。総理大臣、各閣務大臣等については廃止するならば、一般職員についても廃止していいではないですか。公務員公平の原則にも反するわけですが、この点はおかしいと思ふのです。これは基本的な問題でありますので、大臣のお考えをこの際承つておきたいと思ひます。

○説明員(津吉伊定君) まず事務的に申し上げますと、これは等級によりましていろいろな考え方があろうかと思ひますが、内閣総理大臣等のランクにつきましては、ある程度の国際的水準の待遇というものが当然あるランク以上になりますと特に要求されるということがございまして、こういうクラスの方が甲地方、乙地方いづれを問はず、たとえばアジア、中近東に行かれましたら、いづゆる後進地域においてはかえつて適当な体面を保ち得る宿泊施設が少ないといふようなこととあります。また、そういう宿泊施設に泊まると、国内の生活水準が一般に低いことがかえつて宿泊料等が高つくつといふようなことがございまして、甲地、乙地一定の水準以上は、これは一つの水準として国際的には見られるかっこうになるというふうな考え方でございます。それから指定職以下の等級につきましては、それは民間の外国旅費支給の実態を見てみましても、たとえば社長、部長、課長、課長代理、係長、係員

というような等級の差があることはもちろん、地域別に甲地、乙地というような区分があるということもありまして、甲地、乙地の区分はある程度水準につきましては、等級につきましては必要であるという考え方でございまして。

○伊藤道雄君 私、国務大臣とか総理大臣等について甲地、乙地の区分を廃止するのはけしからぬなどと言半句も申し上げていないわけですが、先ほども伺う前にも伺いましたように、その格差はほんの僅少であるから、その格差をなくしたかどうかとまで申し上げたわけでは。だから大臣とかそういう方々に対して甲地、乙地の区分を廃止することに何ら反対しておるわけじゃないわけですから、だから一般職員にもこれを適用したらどうかということをお伺いしておるわけでは。

なお、このことについてお伺いいたしますが、沖縄等における旅行に際しては日当、宿泊料がこれはまた複雑で、甲地についての定額の十分の八ということになっておるわけですね。このような格差を設ける必要が那边にあるのかというお伺いが当然出てくるわけですね。この点はどうか御訂正いただきたいが、現行法はたしかそうなっていると思ひます。

○説明員(津吉伊定君) 先ほど来申し上げておりますように、今回の旅費法の改正に際しましては、外務省の在外公館の調査結果によりましてチェックをいたしておりますが、その結果によりまして、甲地方、乙地方につきまして滞在費、日当、宿泊料を加えてみまして、滞在費としまして、この滞在費に差があるという実態でございまして、それから先ほど申し上げましたように、民間会社の旅費の支給の態様を見ても、これは数字で申し上げますと、調査対象会社百三社のうち八十一社に及ぶ会社が地域の区分をいたしておりますので、われわれといたしまして、そういう外務省の調べた実態及び民間における旅費支給の態様というものを総合考慮いたしまして、従来

どおり甲、乙地域区分というものは存置しておる次第でございます。

○伊藤道雄君 私が伺いしておるのには、そういうことをいまいち伺いしたのではない。沖縄等に旅行する場合、日直、宿直料がこれは乙地の場合に入っていないわけですね。甲地には入っている。甲地でもない、乙地でもない。甲地についての定額の十分の八ということになっておるけれども、これは一体こういう格差を設けなければならぬ理由が那边にあるのかということをお伺いしておるのです。

○説明員(津吉伊定君) 沖縄に対する出張旅費でございまして、これは法律の附則七項におきまして、「旅行先又は目的地が沖縄その他大蔵省令で定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第一の定額は、当分の間、同表に定める額」これは日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額の十分の八相当額ということになっております。

○伊藤道雄君 そこで、規定がそうなっております。これは私も承知しておるわけですが、そこでなにお伺いいたしますが、先ほど来伺いしてきたことを総括いたしますと、甲地、乙地——いま出ただけでも甲地定額の十分の八というふうに、まだまだ詳細に言々と非常に複雑になっておるわけですね。けれども、大括いまで出てきた範囲で申し上げてもこのように複雑になっておるわけですね。そこでもう少しすっきりして、先ほど繰り返して申し上げたように、その甲地、乙地の格差はほんのわずかで、僅少である。日当について百円、宿泊料について二百円ないし四百円の程度にとどまっておりますから、なおかつ総理大臣あるいは国務大臣等についてはもう格差は廃止しておるから、区分を廃止しておる、こういう実情だから、今後もう少しすっきりした旅費を制定するためにも、大蔵省としてはこの点についてももう少しすっきりした法に統一しようとするお考えはあるのかないのか。この点を最後にお伺いしておきたいと思う。

○政府委員(武蔵謙二郎君) いま御質問の点でございますが、確かに非常に簡単ですっきりしておるということもメリットでございまして、旅費の根本は、実費弁償ということでもございまして、なるべく実態に即してきめこまかくやる、それがまた行政上あまり複雑になつても処理が非常に手間どるといふことがございまして、その調和をどうするかというところはむずかしい問題でございまして、私ども現在の法律でこういうふうな差があると、それから実態を調査してみてもその差をなくするのはいかどろかというところでございまして、実態を調査したところが、実態そのままだというところになると差がもう少し大きいと、そういう状況でございまして、現在の程度の差を存置するのが適当であろうということになったわけでもございまして。それからまた、将来も調査をし、その結果に基づいて改正をいたします際に、実態が差を存置する必要がある、さらに民間でも差をつけていないかどうか、そういう点を考えまして、その際に調査の結果に基づいてこれは処理したい、そう思っております。

○伊藤道雄君 いまの説明で、旅費はその地域の事情に沿うものでなければならぬ、これはもうきわめて大事な原則であつて、そのことにわれわれは異論はないわけですね。ただ先ほど来申し上げておるように、大臣等にはそういう区分を廃止して、一般職員には依然として残しておくとかいふ不合理の点があるわけですね。その点については前向きな姿勢で今後検討されるお考えはございますか。現行で、これはもう申し分のない現行法であつて、何ら手を打つ必要のないものだと、さうにお考えかどうかということをお伺いしておるのです。あなたが答えになりますか。大臣が、もしこれはあつた、統一した法律に改正しろと言われた場合、あなたの意見とだいたい相反することになるわけですがね。

○政府委員(武蔵謙二郎君) 大臣の御答弁の前に一言だけ。先ほどから申し上げておりますように、私ども実態を調べて、そうして事情に即するようにやりたい、そう思っております。ですから将来どうするかということは、将来改正を要するとして認めて実態を調査いたしまして、そのときにその実態に合うようにやりたい、そういうことでございまして。

○伊藤道雄君 それは実態をよく調べて、間違いない正確な実態に即して検討を行なう、これ以外にも何ら申し上げることはないわけですね。ただ先ほどあなたが答えになったのは、その実態調査もなるべくというふうなことに熱意がないような実態調査では意味がないと申し上げたわけですね。誠意をもつて鋭意調査するといふ、その結果事情に即するように配慮したい、そういうことなら了解できるわけですね。

なおお伺いいたしますが、この移転料をきめる場合ですね、移転料はどの程度の家財を輸送するものとして定めておるのか、こういう問題が出てくるわけですね。その輸送する家財の量の変動が当然考えられるわけですね。したがって、移転料を改正する場合には、このような点を必ず考慮する必要があるかと思ふのですが、この点についてはどういふふうに配慮されておるか。

○説明員(津吉伊定君) 先ほど申し上げたかと思ひますが、三十八年四月以来百立方フィートという家財の容積でございまして、それを今回の改正によりまして百三十立方フィートに増加したいといふことでございまして。この家財の内容を一々統制をして生活内容をチェックするというわけにもまいりませんので、基準容積という意味におきまして、従来の百立方フィートを百三十立方フィートに上げまして、それから実質的な運賃部分を二〇%上げまして、合わせてトータル移転料は五〇%上がります、こういうことでございまして。

○伊藤道雄君 次に伺いたしますが、子女加算、それから陸路加算、これはどのような根拠に基づいて引き上げおるのかということ。それから水路加算については今回改正を行なっていないわけですね。その実態はどうなっているか、こうい

うことについてあわせて御説明いただきたい。

○政府委員(武藤謙二郎君) 子女加算と申しますのは、大体旅費は夫婦だけで赴任するということが単価ができております。その場合に、子女があるというところになりますと、どうしても荷物がある程度ふえるということになります。子女加算という制度があるのをご存じです。子女加算も実態を調べてみましたところ、いままでの五割の加算ということでは足りないということで、一〇%ということに上げております。それから陸路加算という制度は、陸上で荷物を運びますときに、水路に比べまして運賃が高い。そこで運賃が高いので、特別に割り増しをつけるわけでございますが、それを実態を調査いたしましたところ、従来はこれは半口に定めて五割から二〇%の加算でございましたが、さらに詳細に調べてみて、それと、いろいろな所在の在外公館がございまして、それでいまだよりも遠い所にきこまかく配慮しなければいけませんというところになりましたので、その両方合わせまして今度は陸路加算が一五%から三五%、距離に応じて段階を設けて加算をした、そういうことをいたしております。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、民間における外国旅費の実情は一体どうなっておりますか。先ほど一部一般についての御説明はございましたが、この際まとめお伺いしておきたいと思っております。一体大蔵省は民間の旅費の実情について調査されたことがあるのか。それと、もし調査されておるならば、公務員の場合と比較して種類とか額等についてどのような差異があるか、これはこまかいことは必要ありません、大綱について承りたい。

○説明員(津吉伊定君) まず民間主要会社におきまして、宿泊料につきましては定額を見てみますと、これはクラスの分け方はいろいろございまして、社長それから取締役、これが二つに区分されております。それからさらに部長という区分がありまして、それから次に課長、課長代理、それから次が係長、主任クラス、係員クラスというこ

とになりまして、日当、宿泊料合わせてみますと、係員クラスを基準にいたしまして、甲地方では、滞在費といたしましては六千五百三十四円というのが単価でございます。それから上にまいりますと、部長クラスでは八千六百二十二円、これが滞在費単価でございます。社長クラスにまいりますと一万一千四百円程度でございます。

それから子女加算につきましては、これは三十八年四月からわれわれのほうの加算制度ができたわけでございまして、当時も民間とにらみまして五割の子加算ということにいたしました。それを今回一〇%にいたしますが、現在の民間の子加算に對應するものは一五%程度ということにございまして。

それから前後いたしますが、移転料の関係で見ますと、基準荷物の量の見方は、これはまあ民間会社が非常にオーバホールにやっておるわけではございませんけれども、国家公務員の現在の百に對しまして百五十というところもございまして、あるいは百に満たない九十程度、九十立方フィートでございますが、そういう程度のところがございます。

それから運賃、船賃、航空賃、車賃というふうなものにつきましては、これは先ほど来御指摘の地域区分をとっておりますところ、あるいは等級別の対応でどのようになるかという問題はございまして、これは所要の実費を計算して支給をするというところになっております。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、外国旅費の予算について本年度の総額は大体どの程度になつておるのか。もしこの法律が成立すると改正額を計上せよならぬわけですが、その改正に伴つて必要な増額はどの程度かということに承りたい。

○政府委員(武藤謙二郎君) 四十二年度の予算で大体この改正を予定しておりますので、計上しておりますのが一般会計で申しますと約一億九千万円でございます。

○伊藤道雄君 私のお伺いしているのは、総額と、それから前に比較しての増額分。

○政府委員(武藤謙二郎君) 四十二年度分の一般会計の外国旅費の総額は約三十三億でございます。そこで前年度は二十八億八千万円でございますので、その差額の約四億二千万円が四十一年と四十二年との比較の増加でございます。その中で、いま御審議願つております改正の関係で、一億九千万円見込んでおります。

○伊藤道雄君 なおお伺いしますが、外国出張者の数は年間どのくらいになっておるか。これはもう古いことは必要ございません。過去三カ年の推移について承りたい。そこで合計だけについて数字をあげていただきたい。いまそこに資料ありませんか。なければあとで……

○説明員(津吉伊定君) 三十八、九、四十年にございまして実績が出ておりますので申し上げますと、三十八年度におきましては、四千三百三十三人でございまして、これはもちろん全庁を通じて、防衛庁も含めましての件数でございます。三十九年度は五千三百四十八件、四十年は六千六百五十五件というところでございまして。

○伊藤道雄君 外国への留学とか研修等の場合には、どのような旅費が支給されるのか。その旅費についても増額が行なわれているのかどうかという点。

○説明員(津吉伊定君) 日当、宿泊料、滞在費は、日額十一ドルでございます。それから支度料は三万円でございます。それからもちろん運賃は通常の運賃でございます。

○伊藤道雄君 なおお伺いいたしますが、昨年の旅費法の改正に際して衆参両院で附帯決議が行なわれておるわけですが、その全文について、参議院の当委員会においては、昨年の三月三十日、こういう附帯決議があげられておるわけですが、

国家公務員等の旅費については、政府は物価の上昇等の実情を考慮してその適正を期すべきであるが、特に左の事項については速やかに検討を加え改善を図るべきである。

一、国内旅行における甲乙両地方の区域区分については、最近の宿泊料金の実情にかんがみ、実態に即するよう措置すること。
二、移転料については、実費弁償を建前として制度の合理化を図ること。
三、日額旅費については、実費を下回らないよう定めること。

同趣旨の附帯決議が同じく、これは衆議院の大蔵委員会でもなされておるわけでありまして。

そこでお伺いするわけですが、この附帯決議について、政府はどういう態度をとるのかと言え、もう申し合わせたように、附帯決議については尊重いたしますと、これはお伺いせぬでも必ずそういう答弁があるわけですが、そういたしますと、尊重するということであるならば、その後これらの問題について大蔵省としてはどのような検討を加えられておるか。そしてどのような、検討を加えた結果は必ず結論を得るわけですから、その結論はどういう点に達しておるか。この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(武藤謙二郎君) まず、昨年の附帯決議の関係で一番当時差し迫つておりました問題は、日額旅費でございます。これをどうするかというところがございます。それで、法律が通りまして、日額旅費がきまつたわけでございまして、それは三三%ないし四五%の引き上げということで、これで実情に即するような附帯決議の趣旨に沿った引き上げをやつたと、こう考えております。

それから、その他の点でございますが、甲地、乙地の区分が適当かどうか。特にこの問題について問題とされたのは、乙地での単価でもってやれないところがありやせぬかということがございまして。そこで調査してみました、調査の結果は、乙地方での単価でやれないということはないということ、これは非常に詳しく具体的に調べました。それからもう一つ、甲、乙の差というものが民間でどうなっているかということも調べましたが、やはり民間でも差をつけておる。

それから、現在の実情ですと、甲と乙と二割五分割度の格差がある、そういうことでございます。それからもう一つ、移転料につきましては、これは実費弁償のたてまえて、将来制度の合理化をはかるということでございますので、これからも鋭意実態を調査いたして、実態に合わないということでありましたらば調査の結果に基づいて措置いたしたい、そう考えております。

○伊藤頭道君 この附帯決議はね、先ほど申し上げたように、昨年国家公務員の旅費法の成立の際はおおこの改定では不十分だという、そういう考えから立つて、当委員会でも超党派、全員一致のたてまえからこの附帯決議がなされておるわけです。で、この附帯決議はすみやかな検討を、そうしてすみやかな改善を要望しておるわけです。これは先ほど私は全文申し上げたからそのとおり。にもかかわらずですね、またいま説明があつたように、その後の変化があるわけです。ところが、今回のこの改正法案見ても、さっぱり改善措置がとられていないわけです。これはおかしいじゃないですか。——これは数字などについては政府委員から御説明いただいてけっこうなんです、こういう基本的な問題については、附帯決議のその趣旨をどのように扱うのかとか、そういう基本的な問題については大臣お答えがないと思ふのです。

○政府委員(武藤謙二郎君) 大臣のお答えの前に、事務的なことをお答えいたします。

まず、先ほど申しましたように、日額旅費については直ちに私ども措置したと、そう考えております。そこで、先ほど申し上げましたように、相当大幅な引き上げを行ないました。

それから、移転料につきましては、これは内国旅費の關係でございますが、移転料につきましては、現在のところ、昨年御審議願いました改正でいいと思っておりますが、これからまた調査の結果であれでは不十分だということになりますれば、そのときに御審議をお願いするつもりでございます。

それから、甲地、乙地の負担区分については、最近の宿泊料金の実態を調査して、それで再検討しようということでございますので、ただいままでの検討のところでは、直ちに、昨年御改正願いました法律を、内国旅費の関係を直ちに改正する必要があるということにはならない、そう思っております。で、将来のことにつきましては、またこれから検討いたしまして、改正する必要があるというときにはまた改正法案を御審議をお願いすると、こういうことになると思います。

○伊藤顯道君　それは、大蔵省の立場から言へばです。ね、検討の結果現行法ですすぐこれを変へなきやならぬ理由は、実態調査の結果はない。あると言へばなぜ改善しないかと言われるから、しかしながら、実情は大蔵省の言うようなものではなくして、明らかに異常を来たしておるわけです。そこで、そういう実態調査が先ほども申し上げましたように根本になるわけです。実情を正確に把握しなければ、それをもととして改定というものが行なわれるのだから、事旅費に関する限りは、

て、そのとき成立した旅費法については、きわめて遺憾であったと、だから、これじゃだめだと、遺憾だから、ひとつ十分すみやかに検討して、漫然日を送るのじゃなくして、すみやかに検討して、すみやかに改善すべきである、これが附帯決議である。で、政府は、附帯決議を十分に尊重するといふ誠意があるならば、その精神に基づいて何らかの、一〇〇%までいかないまでも、この精神をもしほんとうに責任持つてとらえておるならば、何分の改定はあつてしかるべきだと思ふのですね。いまの答弁では、何事ですか、現行法で一向差しつかえない、将来はいざ知らず、現時点に立つては現行法でいいんだ。昨年の時点でですね、昨年の時点ですでに不満であつたわけです。昨年の時点でまだこれでは不十分だから、すみやかに検討して改善しなさいと、こういう趣旨であるわけです。その大蔵省の考え方について、ひとつ大臣どうお考えですか、この附帯決議について。いま申し上げておるような附帯決議がなされておるわけですね、昨年の時点で。昨年の成立した法案について、いわゆる国家公務員旅費法についてこういう附帯決議がなされた。そこで、その法案について不満であり、不十分であるから、附帯決議がなされたわけです。それから一年有余たつてゐるのだから、そのままで相ならぬわけです。

○政府委員（武蔵謙二郎君）　まず調査の問題でございますので御説明申し上げますが、昨年の附帯決議で先ほど来申し上げてまいりましたように、日額旅費については直ちに措置をいたしまして、この点は三三％から四五％、相当大幅な引き上げをいたしました。それから、移転料につきましては、御承知のように、昨年約六割という大幅な値上げをいたしましたわけでございます。そこで私どもとしては、六割の値上げをして、それでその実績が出ましたところで、どうだろうかということを調査してみないといかぬ、そう思っております。で、六割の値上げの前に、移転料につきましては、非常に足りないという強い要望がございました。

そこで非常に大幅な値上げをいたしましたので、それでその結果がどうかということは、その後の実態をよく調査して措置したいと思っております。

それから宿泊料金につきまして、甲地、乙地の問題でございますが、これにつきましては、先ほど簡単に申しましたように、実態調査をいたしまして、このときに特に問題になりましたのは、乙地の宿泊料金で、適当な旅館がないんじゃないかということが問題になったと思いますが、それは具体的に調査いたしましたので、それでいいでしょう、だという結論に達したわけでございます。

○伊藤顕道君　それでもう十分だとおっしゃるわけですか。

○政府委員（武蔵謙二郎君） 昨年附常決議をいた
だきましたあとで調査いたしましたして、いまの段階
ではこれでよろしいと思っております。しかし、
こういうものはだんだん上がる傾向にございます
ので、将来もしこれでは足りないという調査結果
になりますれば、そのときに改正をお願いしよ
う、そう思っております。

○伊藤顯道君 大臣、なかなか御答弁になりませんけれども、何もむずかしいことをお伺いしておるのではなくして、附帯決議に対する大臣の基本的なお考えはどうかと伺っておるわけです。国家的公務員の旅費に關する限り大蔵大臣の所管でありますから、この際責任者からそういう態度を鮮明にしていただかぬと了承できないと思う。別にむずかしいことをお伺いしておるわけではない。

○國務大臣(水田三喜男君) 要するに、実費弁償の問題でございますから、実態調査をこれは怠つてはならぬ、それによつて改正すべきものはする、旅費というものはそういうものであるかと思ひますので、この決議については、私どもこれに十分の趣旨に従つてやろうということは当然でございますが、あの決議以後どういふふうにやつたかというのを、いまこちらから御説明してゐるわけでございまして、一応実態調査をやつてみた結果、いまのところそれでいいんじゃないか

という結論が出ているということでございまして、さらにまた実態調査を怠らないでやっている過程で、これが不合理であるということがわかりましたら、そのときには改正する、こういう態度でいきたいと思ひます。

○北村暢君 ちよつと関連。たとえば移転料の問題について、これはみんな等級に差がついているのですよね。これは六等級の人と一等級の人の荷物を運ぶのまで差をつけるというのはおかしいじゃないですか。一等級から六等級、これはだいぶ差がありますよね。六等級の人は半額輸送でもしてくれろというのなら、トラックをまけてくれるというなら話はわかるけれども。したがって、いま言っていることは、実態を調べられたとおっしゃるのだけれども、移転料については、実費支給そのもので、この定額によつてでなしに、制度そのものをひとつ再検討すべきでないかというものが趣旨だと思ひます。いままでは移転料というのは、等級によつて距離に応じて定額制、この表に応じて実施しているわけでしょう。それが実費支給という原則からいって、実態に合っているのかどうかというのについては、だれが見たつて、こんなものは実態に合っているなんというふうに見てないですよ。だから、制度そのものを検討すべきでないかということ、附帯決議の趣旨はそこにあると思ひます。

○政府委員(武藤謙二郎君) その十等の区分の問題でございまして、この移転料は、実情を調査しますと、等級の差とか、俸給水準の差とか、そういうことで実態は違つておりますが、そこで先ほどお話がありましたように、しかし、十に分けるのは少しこま過ぎやしないか、もう少しくくつたらどうかという御議論がございました。この点につきましては、理屈で申しますと、実態調査ができましたところで、くくつて、そうしますと、高いところだけとるといふわけにはいきませんから、平均のところをとるといふことになりまして、くくられた上のはうはもし将来改正する場合に上がり方が少ない、下のはうは多いということ、そ

こに問題があるだろうと思ひます。そこで、なおこの問題はこれから検討いたしますけれども、現在のところではこういうふうな等級の差、俸給の差でもって差が出るということはやむを得ないし、実態調査した結果大体そうなつております。個人の差はございまして、十段階がいいかどうかという点については、私どもも思つておりますけれども、これはこれから将来実態を調査しまして、それが実情に合わないということになればまたそのときに改正したい、こう思つております。

○北村暢君 この問題ね、実態を調査したらそうなつておりますといつたつて、これだけしか払つていないからこれに合うようにやらざるを得ない。したがつて、個人の負担があるのかないのかというところまで調べないといふとわからないことでしょう。それはいろいろと実態を調べたところおっしゃるだらうけれども、外国旅費においでも移転料の場合五〇％というものはあなた方が実績を調べたら五〇％上回つておつた、こう言うのでしよう。五〇％上回つていたものをあなた方は払つてゐるのですか払つていないのですか。○政府委員(武藤謙二郎君) まず初めのほうでございまして、実態調査のときには旅費区分で幾ら出したかということこれは調べる必要がないわけですから、実際に本人がどのくらい払つてゐるのかということとを調べるわけです。そうしますと、どのくらい政府から支給された以上に個人が払つて旅費の關係で赤字が出てゐるかということが出てまいります。そういう調査をいたしてござい

ます。そこで国内におきましても同じでございまして、実態調査のときにはどういふものにどれだけ實際払つたかということとを調査いたしてございす。それでその結果、実情が規則よりもだいたい支拂つてゐるということが明らかになりまして改正をお願いする、そういうことになつております。

○北村暢君 この問題、大臣お聞きのようにね、払つていないわけなんです。ただし、実費支給というたてまえでしよう、旅費というのね。實際個人で払つてゐるわけなんだ。外国の移転料についても五〇％以上払つてゐて、あなた、個人負担してゐるわけでしょう。改正されればいいけれども、去年のひとことし改正された人といふ差がついてしまふ、これは實際問題として。そういうことを、実態調査をやつたやつと、こゝでそういうふうな言い張るけれども、一体どの程度の実態調査をやつてゐるかということについて私どもは非常に疑問を持たざるを得ない。したがつて、給与改定だつて何だつてこんな紙つべら一枚で、こんな提案理由の説明だけで審議せよというのはこれはむちゃですよ。何であつた方、法案を審議するときに資料を――その実態調査をやつたならやつたという資料をなぜ出さないのですか。これ検討できないでしよう慎重に。あなたが先ほど来言つてゐるのは、よく検討していただければわかるのですがと言つておるのですが、検討する材料がなくてどうやつて検討するのです。国会監視もはなはだしいじゃないですか。だめだ、こんなものじゃ……。休憩して午後資料を提出してから審議をやろう。だめだ、審議できるような態勢になつていない。資料提出しなさい。実態調査をやつた資料を提出してもらふ。そうでなければ審議できない。いいかげんだよ。――全部資料を提出するように委員長取り計らいをやつてください。それはだめだ。

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。
北村委員からの要求資料は提出することに取ります。計らいします。

○伊藤謙道君 いまの附帯決議に関連して旅費についての調査審議を進めたいと思ふわけですから、せつかく大蔵省で後刻資料を出されるようでありまして、また、かねがね大蔵大臣にぜひお伺いしたいという問題があるわけですからと申しま

すものは、この新聞にも出ておりますが、人事院の公務員の給与引き上げの勧告が近く出るわけですが、当委員会が公務員の給与に関する審議をいたします際に、大蔵大臣としては財源を握つておるといふ点、あるいはまた、給与の關係の六人委員のしかも最重要な立場にある大蔵大臣が、ここ数年來熱心に要請してもほとんど出席を見られなかつたわけですから。これはまことに残念なことでありまして、事実ほとんど大臣は出られない。これは水田大蔵大臣だけでなく、前任者もほとんど出たおられないわけですから。したがつて、いま申し上げたように、公務員の給与に関する限り、きつめて重要な地位にある大蔵大臣のお考えをそのつどお聞きすることができなかつたわけですから。いままたまそういう資料の關係もございまして、また、旅費法に関連してさすがに大蔵大臣もきょうはお見えになつておるので、これこそ絶好の機会でありまして、うかつかりこの機会をのがすとまた給与に関する限り大臣のお考えをお聞きする機会がなかなか得がたいわけですから。そういうわけで問題をしばつて二、三の問題だけをお伺いしたいと思ひますので、明快にお答えいただきたいと思います。

まずお伺いしたいのは、給与に関する人事院の勧告は、御承知のように、昭和二十三年十一月九日のいわゆる六千三百七円ベースに関する勧告以来、二十三年以来、二十九年にいわゆる経済情勢の悪化を理由にして勧告を実施しなかつた、保留した年がございましてけれども、この例外を除いては毎年行なわれてきておるわけですから。したがつて、所要財源は年によつてもちろん多少違ひますが、既定経費としての性格を持つておることは何人も否定できないところであるわけですから。これは大臣もお認めになつてゐるわけですから。そこで改定を必要とする根拠をたどれば、これは戦後の経済政策の勝手ざわのために物価はどんどん上がつて、その結果の給与改定というふうにも考えられるわけですから。そこでこの問題についてお伺いするわけですから。

が、政府のこれに対する態度は、三十五年度から三十八年度までは十月一日実施として五カ月分カットしているわけだ。昭和三十九年から昨年度まではいわゆる九月実施として四カ月分をいわゆる値切っているわけだ。これはもう全く情け容赦もなく一方的に切り捨てておるわけだ。その累計は私の計算によると、三十二カ月分になるわけだ。公務員一人当たりの平均損失は約十三万八千円になる。公務員全体としては約三千億という巨額になるわけだ。これで勧告の改善率の内容の低下を来たさないか、そういうことはあり得ないか、こういうことでございしますが、いわゆる勧告率そのものが全く意味がないと思ふんですね。これは大蔵省と違つて人事院が専門的に給与改定を担当しておりますから、これは精密な実態調査、もちろん私どもの目から見ると不十分不満の点は多いわけですが、そういう点はたなはた上げてそれが正しいものという前提で見て、人事院の勧告が苦心の末出されるということだけは事実だと思ふ。その改善率はるかに低下されてしまふわけですね、人事院の五月実施にさかのぼらない場合は、ところが、政府にこの人事院の勧告をどうするかと言いますと、人事院勧告の内容はそのまま実施すると、そう言い続けてきておるわけだ。これは各大臣にお伺いすれば、必ず人事院勧告は尊重、内容はそのまま実施するけれども、財源の關係で実施の時期だけについてはなかなか五月には実施できない、こういう意味のことを言い続けてきておるわけだ。これはいまお伺いしても大臣はまたさうお答えにならうかと思ふんです。そこで実際の数字をあげて比較してみますと、政府は勧告の時期を値切つたために、これはごく最近の例、一昨年度の場合は勧告は七・二％であつたわけだ。それが実質的には四・五％とるかに低下しておるわけだ。それから昨年度の場合は、人事院は六・九％の改善率を勧告した。それに対して実質は四・三％に低下しているわけだ。ということは、人事院の勧告の内容はそのまま実施するけれども、時期につ

いては云々ということとは当たらぬと思ふんですね。そうでしょう。そこで昨年六人委員会が開かれた際も、また閣議でも、勧告の内容はそのまま実施する、けれども財源がない、財源が苦しい、そこで、実施の時期については勧告どおりの五月実施はできない、九月実施だ、こういう不可解千萬な結論を出しておるわけだ。繰り返し申し上げるように、いつどなたにお伺いしても、人事院勧告に関する限りは、繰り返し申し上げるようですけれども、結局財源がない。で、これは同じ公務員である公社、現業については、三十二年以降昨年まで、また、本年も、情勢から見れば仲裁裁定がおそらく九分九厘、むしろ一〇〇％政府によつて実施されると思ふんです。だとすると、今年もいわゆる仲裁裁定については完全実施されるわけだ。同じ公務員である国家公務員に関する人事院勧告、これについては尊重されない。こういう公平の原則にも根本的に反する問題が出てくるわけだ。そこで、私の調べによれば、これは公社、現業に対しては、政府は、実行行使できる、そういう背景もありますから、そういうことも勘案して、結局強い公社、現業については仲裁裁定どおり四月——しかも四月ですよ、五月じゃない、四月にさかのぼつて完全実施しておる。同じ公務員である一般職については人事院勧告は、毎年毎年、先ほど申し上げたように値切られておる。これはもうあなたが聞いても了解できないところだ。ところが、その公社、現業といへども、実は財源はあり余つてやつておるわけじゃない。これは大臣は一番よく知つておるわけだ。大蔵大臣が許可しなければ、いわゆる予算の移用流用とか、建築費の翌年度繰り越しなどは、大蔵大臣が認めなければできないわけだ。同じ苦しいんです、公社、現業においては、苦しいけれども、実行行使ができるというふうな背景もあつて、実際には三十二年四月から実施されておる。アルコール専売のごときは実に三十年の四月にさかのぼつて実施されておるといふ事実。それから、その間長い間、アルコール専売から見ると、ことは四

十二年ですからも十二年間、一般職の公務員については実施の時期が値切られておるといふ、これは現実の姿。そこで、大蔵大臣は、この六人委員会のただ単なる六人委員中の一メンバーといふだけではなくして、いわゆる財源がないとか苦しとかといふのは大蔵省から出ておる。それで、給与担当大臣がいかに実施しようとしても、大蔵大臣がだめだ、財源がないと言へばそれで済まい、そういうことが毎年繰り返されて、昨年度までの時点においては、十月、それから引き続いて九月といふことで依然として値切られておる。これはもうきわめて遺憾なことであつて、これはどうにも了解できない。公社、現業に対する仲裁裁定を完全実施しておる日本の政府が、同じ日本の公務員である一般職公務員に対してなぜ完全実施ができないのか、これはどうにも納得できないわけだ。この点をよくわかるようにひとつ御説明いたしたいと思ふ。

○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、会計年度は日本では四月から翌年の三月までで、これが会計年度になつておりますので、したがつて、人事院勧告にしましても五月にさかのぼれないという意味は私にはわからない。さかのぼるんら四月にさかのぼつていいことだと思ひます。したがつて、四月から人事院の勧告をどう実施して民間との給与の差をなくしていくかというこの勧告のしかた、そのほかについてこの改善の余地が十分あるといふことはもう一般から言われておるところでございまして、私も、これについて始終政府の部内でも検討しております。今年度も関係各省が集まつて相談をしましたが、いい知恵がなかった。名案がないために、ことしはいいまでもっと真剣に検討しようといふことで、ことしは対する応じ方も、この勧告を見て誠意をもつてやるという以外には本年度は方法ないと思ひます。そこで問題は、私が前に大蔵大臣になる前は、途中で勧告が出ましたが、これは来年度の四

月から実施するといふことでやつてきました。しかし、あのときは高度成長時代で非常に物価の変動もあつたときでございまして、初めて来年度の四月を待たずして八月の勧告を十月から実施するという例をあそこ開いて、私は従来と比べたら繰り上げをやつたつもりでございしますが、その後九月からまた一カ月繰り上げられていまやつておりますが、そうしますといふと、四月から上がつてもいいものが九月からいって順繰りに五カ月ずつずれていま支給されていると、したがつて、そういう意味からいいますと、給与に關することからいいますと、会計年度が九月から翌年の八月になるというふうな、実質的にはそういう形で、ただ五カ月のズレがあるといふことでございまして、現在、で、そのズレもなくしようとするためにはどうしたらいいかといふと、いろいろなやり方がここにあると思ひます。せつかく三月三十一日に国会がこれだけの慎重審議をしてきめた予算、その予算の中にその余分ないろいろなものがあるはずがない。蔽下にきめた予算は、執行の過程において、八月になつたらもとに戻つて四月からこれだけの何百億の金を出せといふ勧告によつてすぐその中から出せるような仕組みをこの予算の中に残しておくといふことは、これは予算審議がずさんであり、そういうことをやることは、これは将来国家財政を乱すことになる。これになつて地方財政もみなさういふことをやるようになったら、これはもう財政というものは乱れるといふことになりまして、私も、そこに合理的なやり方を求めようといふ腐心しております。で、途中で勧告されるからこの財源がないとかいふようなものが起こりますが、もし三月の予算編成のときにこれを一定額も予想して見ておくといふようなことができたなら、これはあるいはいいかもしれません、このやり方というものには予算編成では非常にむづかしい問題でございします。どういふ勧告があるかわからない、物価の変動が大きいときにこの勧告があることになつておるのですが、政府がさう大きい物価の変動といふ

ものを予想したような経済政策というものは立てられませんが、いろいろな問題から、そういうものを予想したものを予算の中に盛り込まれるというところは、これは予算の編成としてはむしろ問題がございまして、もし必要な勧告があったあとから実施する、その差額は来年度の予算で不足分だけまとめて一括支給すると、私は利子というふうなことを言ったのですが、そこまでのことを言わなくても、公務員に不利なことをさせないやり方というものはほかにあるのじゃないかというふうなことで、私も公務員を不当に不利にしようとか、これをどうしようというのを考えているわけじゃないんですが、厳密な国家の予算編成というものとからんで国民のほうに信頼のあるやり方というものをどういうふうにしたらいいか。これはもうどうしても私はこれから研究しなければならぬ問題だと思っています。

勧告があったら、そのあと追っかけてもう一回やったら、いまよりは違つてきて、一回、二回勧告してくれたいという、やり方が、こちらが案になるというところも考えられますので、人事院とこのうう相談をしましたが、二回の勧告はなかなか技術的にむずかしいということで去年はできまじんでしたが、今後こういう問題については、もう少し政府内部でも私も真剣に検討をしたいというふうなことを考えております。

いいことになりすけれども、しろうと考えると、情を見ては方法はある。たとえば公社、現業は、一体財源に余裕があつてやったのかどうか、苦しい中をどのような措置をしてやったのか、こういうことを見れば明確なんです。そういうところがなぜ一般職公務員についても行なわれなかつたかというところを中心にお伺いしているわけです。たとえば、昭和三十六年度は公社、現業については補正予算で行なつておる、三十七年度については電電公社は四十六億以上ののぼる建設事業費とかの繰り延べを含む経費の移用、流用によって実施しておるわけですね。それから三十八年度について調べますと、国鉄は五十一億、電電は四十五億、郵政は七億円の建設事業費繰り延べを含む経費、これも移用、流用です。それから三十九年度から四十一年度までは、ともに経費の移用、流用によって四百十八億から五百八十億の幅で年々の給与改定が今日まで完全に実施されてきておるのです。そういうことで、移用、流用等については大蔵大臣の認可が必要なんです。こまかい資料はここにございしますが、一々ここであげることは避けたいと思います。そこで、一般職公務員の給与の場合には、先ほども申し上げましたように、もうほとんど年々勧告がなされるであろう既定予算という性格は明確になっておるわけですから、問題は、順序としては、公社、現業に対して行なつておるうちに、一般職公務員に対しては、人事院勧告をまず完全実施するかしんないかの問題が当初の問題だと思ふのです。いままで長い間政府は、一般職公務員に対しては完全実施をしようとする少なくとも考えは毛頭なかつた、財源なんか問題はないと思う、財源は問題でないというところは、先ほども数をあげて申し上げたわけですが、財源ではないです。一般職公務員に対して完全実施しようかしんないかということになる、したがって、まず政府として、一般職公務員にも公務員の公平の原則に基づいて、公社、現業同様ひとつとしこ完全実施をしようという、そういう

う方針をきめることが先決だと思ふ、その方針がきまれば、あと財源はどうする、これは先ほど大臣もちょっとおっしゃつたように、年度当初に給与改定費相当額を計上しとけばいい、それで足りる、いわゆるあと払い形式をとればこと足りるわけです。あるいはまた、災害対策費のごときは、どの程度災害対策費がかかるか、あらかじめ額をきめかねるもので、これは予備費から経費を支出しておろうかと思ふのです。こういうふうなわれわれしろうとが考えても、ほんとうに政府が実施しようという誠意があるならば、考えがあるならば、必ず実施できる問題だ、何もむずかしい問題はないわけです。にもかかわらず、先ほども申し上げたように、三十八年のときは、余裕が相当あつたにもかかわらず、一度そういうことを実施すると、将来もやらなければいかぬということもあつて、あの年ですら財源がない、財源が苦しいということを言い続けてきた、そこで、過去のことをとやかく言うのではなくして、ひとつとしこ、そういう方法はあるわけですから、こういう点を検討していただいて、もちろん勧告の時期とか、これは民間等の給与は大体四月、五月ごろきまるわけですから、その民間との給与の較差、生計費、物価の上昇、こういうものを勘案して、人事院は勧告するのですから、たとえ八月の勧告であつても、問題は、政府に、一般職公務員に公社、現業同様ひとつ完全実施してやろうという大方針がきめられれば、財源は第二義的な問題になつてくるのです。どうでしょう、いまのように幾つかの方法があるわけです。しろうとが考えても、こういう方法はあるんだから、財政通の大蔵大臣でしよう、頭をしれば幾らでもある、ただ問題は、出してやろうという考えがないから、なかなかそこまできぬのです。こういうふうな私も解釈せざるを得ないです。だから、政府に言え、お伺いすれば、検討を要する問題だから検討する、検討検討で、長い間検討を続けてこられた、十数年も検討検討、こういうことではわれわ

ものを予想したような経済政策というものは立てられませんが、いろいろな問題から、そういうものを予想したものを予算の中に盛り込まれるというところは、これは予算の編成としてはむしろ問題がございまして、もし必要な勧告があったあとから実施する、その差額は来年度の予算で不足分だけまとめて一括支給すると、私は利子というふうなことを言ったのですが、そこまでのことを言わなくても、公務員に不利なことをさせないやり方というものはほかにあるのじゃないかというふうなことで、私も公務員を不当に不利にしようとか、これをどうしようというのを考えているわけじゃないんですが、厳密な国家の予算編成というものとからんで国民のほうに信頼のあるやり方というものをどういうふうにしたらいいか。これはもうどうしても私はこれから研究しなければならぬ問題だと思っています。

勧告があったら、そのあと追っかけてもう一回やったら、いまよりは違つてきて、一回、二回勧告してくれたいという、やり方が、こちらが案になるというところも考えられますので、人事院とこのうう相談をしましたが、二回の勧告はなかなか技術的にむずかしいということで去年はできまじんでしたが、今後こういう問題については、もう少し政府内部でも私も真剣に検討をしたいというふうなことを考えております。

いいことになりすけれども、しろうと考えると、情を見ては方法はある。たとえば公社、現業は、一体財源に余裕があつてやったのかどうか、苦しい中をどのような措置をしてやったのか、こういうことを見れば明確なんです。そういうところがなぜ一般職公務員についても行なわれなかつたかというところを中心にお伺いしているわけです。たとえば、昭和三十六年度は公社、現業については補正予算で行なつておる、三十七年度については電電公社は四十六億以上ののぼる建設事業費とかの繰り延べを含む経費の移用、流用によって実施しておるわけですね。それから三十八年度について調べますと、国鉄は五十一億、電電は四十五億、郵政は七億円の建設事業費繰り延べを含む経費、これも移用、流用です。それから三十九年度から四十一年度までは、ともに経費の移用、流用によって四百十八億から五百八十億の幅で年々の給与改定が今日まで完全に実施されてきておるのです。そういうことで、移用、流用等については大蔵大臣の認可が必要なんです。こまかい資料はここにございしますが、一々ここであげることは避けたいと思います。そこで、一般職公務員の給与の場合には、先ほども申し上げましたように、もうほとんど年々勧告がなされるであろう既定予算という性格は明確になっておるわけですから、問題は、順序としては、公社、現業に対して行なつておるうちに、一般職公務員に対しては、人事院勧告をまず完全実施するかしんないかの問題が当初の問題だと思ふのです。いままで長い間政府は、一般職公務員に対しては完全実施をしようとする少なくとも考えは毛頭なかつた、財源なんか問題はないと思う、財源は問題でないというところは、先ほども数をあげて申し上げたわけですが、財源ではないです。一般職公務員に対して完全実施しようかしんないかということになる、したがって、まず政府として、一般職公務員にも公務員の公平の原則に基づいて、公社、現業同様ひとつとしこ完全実施をしようという、そういう

う方針をきめることが先決だと思ふ、その方針がきまれば、あと財源はどうする、これは先ほど大臣もちょっとおっしゃつたように、年度当初に給与改定費相当額を計上しとけばいい、それで足りる、いわゆるあと払い形式をとればこと足りるわけです。あるいはまた、災害対策費のごときは、どの程度災害対策費がかかるか、あらかじめ額をきめかねるもので、これは予備費から経費を支出しておろうかと思ふのです。こういうふうなわれわれしろうとが考えても、ほんとうに政府が実施しようという誠意があるならば、考えがあるならば、必ず実施できる問題だ、何もむずかしい問題はないわけです。にもかかわらず、先ほども申し上げたように、三十八年のときは、余裕が相当あつたにもかかわらず、一度そういうことを実施すると、将来もやらなければいかぬということもあつて、あの年ですら財源がない、財源が苦しいということを言い続けてきた、そこで、過去のことをとやかく言うのではなくして、ひとつとしこ、そういう方法はあるわけですから、こういう点を検討していただいて、もちろん勧告の時期とか、これは民間等の給与は大体四月、五月ごろきまるわけですから、その民間との給与の較差、生計費、物価の上昇、こういうものを勘案して、人事院は勧告するのですから、たとえ八月の勧告であつても、問題は、政府に、一般職公務員に公社、現業同様ひとつ完全実施してやろうという大方針がきめられれば、財源は第二義的な問題になつてくるのです。どうでしょう、いまのように幾つかの方法があるわけです。しろうとが考えても、こういう方法はあるんだから、財政通の大蔵大臣でしよう、頭をしれば幾らでもある、ただ問題は、出してやろうという考えがないから、なかなかそこまできぬのです。こういうふうな私も解釈せざるを得ないです。だから、政府に言え、お伺いすれば、検討を要する問題だから検討する、検討検討で、長い間検討を続けてこられた、十数年も検討検討、こういうことではわれわ

これは納得できぬと思うのです。これは本法案に直接関係の分野ではございませんから、これ以上多くのことをお伺いいたしません。ただ、根本的にその点だけは、大蔵大臣なかなか給与法が出ても出てくれませんか、水田大蔵大臣はそういうこととはないと思うが、過去の歴代内閣の大蔵大臣はほとんど給与法改定の審議になると出ていないわけです。御多忙はわかりますけれども、ほとんど出てないです。そこで、きょうは絶好の機会だと思って、うっかりこの機会をのがせぬと思って待ちかまえておったわけです。そういうことで、この際ひとつ明確に基本的な大臣のお考え、先ほどおっしゃったことも意味はわかるわけですが、どうもあの答弁を通してうかがえることは、政府に一般職公務員に対して完全実施しようとするのが大方針がまだまだない。まだ誠意がないということだけはわれわれに感知できたわけです。遺憾ながらそういうふうに受けとめられたわけです。だから財源を第二義として、佐藤内閣は人命尊重という大方針を具体的に繰り広げる政策の中で、一般職公務員だけに、公社、現業にあるものが一般職公務員になぜできないかと、そこを十分お考えいただきたい、ひとつ大方針をきめていただきたい。財源は第二義です。財源はどのようにしても出るわけです、こうやって。国家予算の当初に組んでもいいし、いわゆるあと払い形式でもいいし、予備費でもいいし、方法は幾らでもある。この点いかがですか。ひとつ、明快なしかも前向きな御答弁をいただきたいと思う。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、参議院の予算委員会でも申しましたが、この前向きという意味が問題で、さかのぼるのが前向きか、そうでなくて、あとからでも不利なことをさせないという解決策をとるのが前向きか、この前向きかあと向きかということになりますという、八月に勧告して五月、四月にさかのぼれというその勧告のほうへ沿っていくことは、どうも私は国家財政の処理とか、それからこれに関連してすぐ地方財政の問題が起きます。国へ右へならえということになつ

ていますので、地方はこれによって、地方財政というものはもうどうでもあとから政府に追隨しているいろにやりくりするんだからといって、もう最初から地方財政が相当放漫になって最近いろいろな問題を起こしていますが、こういう傾向は何が助長しているかといいますと、私は地方議会がせっかく予算というものはつきりきめたと思っておるのですが、そうじゃなくて、どうせくずれるもので、こうだからというのでもう予算の厳肅性というようなものも相当こわれてきておる、この傾向を私はおそれますので、やはり国民の前で審議する予算ですからかってにこれを、国会がきめたものを流用したり、事業費を切ったり何かして、最初きめたものと違ってしまった予算の執行になるというようなことを国民の前に私はやっぱり見せたくない。ちゃんとこういう形でびしっとしていますよという形を整えることが私は前向きのことのような気がしますして、本年何とかこの問題を解決したいと思いましたが、うまくいきませんので、こしは従来の例にならって誠意を持ってこれはやるつもりでございしますが、いまのような形でこれが一月ぐらいつつとか二月とかあとへ週及することが、私はこういう問題の解決の前向きの姿勢とは言えないんじゃないかということを、予算委員会でも私の疑問を提起したのでございしますが、これはひとつ御批判を願いたいと思ひます。

○伊藤藤道君　いま大臣のおっしゃるような意味で、一般職公務員に迷惑をかけないような方法がそれから割り出せますか。先ほども数をあげて言つたように、政府が十月実施ないし九月実施のために三十二カ月分も、削られた分を合計するとそういうことになるわけです。一人平均で十三万四千元。それと公務員全体で約三千億にのぼる損害、そういうものが現実に出てくるわけですね。ところが、完全実施しなければ人事院の勧告の改定率は意味がないでしょう。先ほど数をあげたから繰り返しませんが、はるかに下がつてしまふのですね。ただ政府のごまかしがあると思うのです。

よ。勧告の内容はそのまま実施する、ただ実施の時期だけは財源がないから九月と、こういうことになる。五月にさかのぼって実施すべきという条件付きの勧告率を、結局九月ないし十月に実施すればそれだけ改善率も低下するわけでしょう。だから勧告の内容はそのまま実施することにはならぬわけです。ぼんやり聞いておると、勧告の内容はそのまま実施するからいいじゃないか、あとは実施の時期だけだ。そうじゃないか、あとは実施の時期だけか、質が下がっている。それから国家予算については途中で変えるなら、あと払い形式とかあるいは移用、流用なんか認めるのは、これは前向きな姿勢ではない、大臣、そういう意味のことをおっしゃった。ところが、公社、現業について現実にあと払い形式とかあるいは移用、流用を大蔵大臣が認めておるじゃありませんか、大蔵大臣がそういうことを認めなければできないんじゃないですか。国家一般予算と公社、現業の予算についてはそういう見方に相違があるわけですか、これはどちらも大事な予算でしょう。しかも公社、現業は財源に余裕があってやっているわけじゃないですね。先ほど来申し上げておるからこのことも繰り返しますが、相当苦しい。苦しいから予算の移用、流用、建築費までいわれるとあと払い形式で次年度予算に組んでおるわけですね。で、給与は、大体先ほども申し上げたような事実からして毎年行なわれるであろういわゆる既定経費になることはもう何人も疑わないです。だから当初予算を組むなら、そういう方法あるいは額がどうしてもきまらぬというなら、災害対策費だってそうでしょう。ことし台風が多かり、しかし、大体このくらいだろうということは何人も的確には把握できない。だから災害対策費などは予備費から払っておるわけですね。そういう方法もあるじゃないですか。一つだけとってぐあいが悪いなら、いろいろな点を加味して、それこそ財政通の、大蔵省の中心になっている大蔵大臣がちょっと頭をひねれば当然出てくるわけです。

繰り返し申し上げて恐縮ですが、結局問題は一つなんです。一般職公務員に対してもことしこそ完全実施しようという姿勢の問題ですよ。財源ないか関係ない。ただ、それではなかなかごまかしがきかぬから、財源が苦しい、こういう表面上の理由でいままですら実施されてきていないわけです。だから、姿勢の問題です。よしことしこそ一般職公務員にもひとつ完全実施しようというこの大方針がきまれば、これをきめることですよ。きまれば、財源の道はおのずから開かれてくる。公社、現業と同様ですね。ひとつそういう方向で御検討すべきであると思うのですが、先ほど申し上げたように、大蔵大臣はいわゆる給与の担当大臣ではございませんけれども、六人委員の中の重要な地位にある、しかも財源を握っておる大蔵大臣という立場から、最後にこのことについてひとつ明快にお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 何度も言うようにございしますが、私は實際においてはほんとうに金は惜しみません。このやり方が合理的であらばいいという立場でいろいろ今後検討しようと思っております。

それから先ほどのおことばの中に何十カ月で何千億円のこととございましたが、さっきこれは申しましたように、間が切れるのじゃなくて、いわば会計年度がこの点については変わっているというようなこととございますから、順繰りに寄せ寄せでずっと数カ月がおくれてきておるということとございまして、この間の損失が三千億であるとか何とかいう計算にはならぬだろうと思ひますことが一つと、もう一つは、私が心配しておりますことは、国の財政においてはこれはあなたがおっしゃられるように無理してもこうせいと、ほかのものを犠牲にしても、もう削つてもこれはやれといえやう方法があるじゃないかと言われますと、これはやれといえやう余地はあるかもしれない。いいことではございませんが、そういうことをやれといえやう余地があるかもしれないが、問題は地方財政にほとんどそ

の余裕がない。もし国が実施して地方がそれに追
随できなくて、中央地方の官吏の待遇というもの
に大きい差ができるということもまた政治として
は一つの大きな問題でございまして、一月や二
三月とおっしゃられるかもしれませんが、全体
として考えますと、その点で行き詰まっています
ますので、事実上は、誠意の問題だけじゃなくて、
やはり財源問題というものがこの背後にはある。
そうしますと、この財源の出し方ですが、
これはたとえば前年度の不足分を翌年度の予算編
成のときに予算をとって払うとか何とかというよ
うなことだということでしたら、当初からそういう
財源はつくって計上すべきものではないかと、こ
ういふ措置でもとれるのですが、
一ぺんきまつた予算の中から、何百億というもの
を簡単にいつでもひねり出せという立場の勧告と
いうものは、私はその勧告自身にやはり相当考え
なければならぬ余地があるのではないかと、いふ
うに考えます。もっとも合理的なやり方がある
のではないかと私は考えるのですが、十分検討い
たします。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(豊田雅孝君) 速記を起して。
二時に再開することとして、暫時休憩いたしま
す。

午後一時三分休憩

午後二時十六分開会

○委員長(豊田雅孝君) これより委員会を再開い
たします。

午前に続き、国家公務員等の旅費に関する法律
の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行
いたします。御質疑のある方は順次御発言を願
います。

○多田省吾君 午前中の質疑を通じましておおよそ
のところ大体納得できましたけれども、二、三質
問させていただきます。

第一点は、今度、最高裁判所判事、検事総長、
会計検査院長、人事院総裁等が、国務大臣相当の
旅費を受けることに改正される。前のお話を聞き
ますと、国務大臣も初めは下にあったわけであ
りますが、何だか河野前大臣がソ連に行かれたとか
で、そのあとから国務大臣が特命全權大使並みに
なつて格上げされたということも聞いておりま
す。その後、また特に司法部からの要望もあつ
て、三権分立の立場も考慮して、このように国務
大臣相当に格上げになるということではございま
す。何ですか、各分野から要望、突き上げがある
と改正するような、そういう行き当たりばつたり
主義のような気がしてならないのですけれども、
初めから確固たるそういう姿勢があるのかないの
か、そしてどうしてもこれは変えなくちゃいけない
のか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(武藤謙二郎君) お答え申します。ま
ず、御質問の点は、「内閣総理大臣等」のところ
でございます。この「内閣総理大臣等」は、いまお話
がございましたように、この前の改正以前は二つ
のクラスに分かれておりました。この前の改正の
ときに、その一番上のほうに入つておりました特
命全權大使、それを少し下げまして、それから国
務大臣を下のランクから上げまして中二階という
ような形のものをつくりまして、それで二階階の
が三階階になったのでございます。で、国務大臣
と特命全權大使をどうしてそういうふうな同じに
したかということでございますが、これは御承知
のように、国務大臣も外交交渉をすることが相当
多い。したがって、特命全權大使と同じ扱い
でいいだろう、そういうことで国務大臣と特命全
權大使、そういう上と下との間の段階を一つつ
くりました。

それから、ただいまお話がございましたよう
に、次に今度最高裁判所の判事と検事総長と会計
検査院長と人事院総裁と、これがこの三つの段階
のその他のものところから国務大臣のクラスの
ところへ今度格上げになっております。それはど
ういうことかと申しますと、三権分立のたてまえ

から、これは国会の關係はこの法律とは關係ござ
いませぬので、行政府と司法とその二つだけが出
ておるわけでございますが、一番上のところに内
閣総理大臣と最高裁判所の長官が入つておりま
す。行政府としては、二番目のところへ国務大臣
が入つております。そこで、三権分立というたて
まえからいって、最高裁判所長官の次に位する最
高裁判所の判事をこの国務大臣と並べてほしいと
いう要望がございまして、外国の例等いろいろ
調査いたしました。そうすることが適当だろうと
いうことになりました。なお、その際、同じよう
に認証官で、給与も同じです。それから独立的
な地位を持つております会計検査院長と人事院総
裁と一緒にこの中二階のところに上げました。そ
れから、これも御承知と思いますが、いろいろな
点で最高裁判所の判事と検事総長というところは、
この二つが同格に扱つておりますものですが、
それで結局最高裁判所の判事と検事総長と会計検
査院長と人事院総裁、これが中二階の国務大臣と
肩を並べる、そういうところへ上がつておりま
す。そういうことでございます。

○多田省吾君 いまの答えは、ただ説明だけで
あつて、私が行き当たりばつたりじゃないかとい
うことを言ったことに対する答弁じゃないかと思
うのです。そういう三権分立の立場を考慮するん
でしたら、四年前から考慮して、初めから引き上
げておいたほうがいいわけでは、要望さ
れるたびにこのように二回も三回も手直ししなけ
ればいけないような姿というのは、非常に不明
確な点がある。はっきりしない点がある。行き当
たりばつたりと言われてもやむを得ないのじゃな
いか。それとも何か国際情勢の変化でもあつたの
か。それから外国の例も調べましておっしゃい
ますけれども、それじゃ、アメリカ、イギリスあ
たりはみなこういふたいわゆる内閣総理大臣とい
われるような区分の人たちは全部同じ支給料のよ
うな姿になつていられるようにも承りますけれども、
どうなんですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 外国の例も調べたの
でございまして、いろいろと外国の、たとえば最
高裁判所というものの地位というのは国によつて
違ふようでございます。そういう關係で、憲法も
いろいろ違ひますし、なかなか単純には申せませ
ん。そう単純に外国と比較することはできません
が、一応調べてみますと、やはり最高裁判所の判
事は相当優遇されているということは事実のよう
でございます。そこで一つの議論でもつてこの問
題すばつと切り切つてやりますと、説明は非常
に簡単にまいるのでございますが、なかなかそう
いふことが実情だと思ひます。たとえば、
この前の改正のときには、外交的機能ということ
で中二階のようなものを新しくつくつた。それで
す、話が中二階のほうは一元的に説明できるわ
けでございますけれども、しかしまた三権分立と
いうたてまえからいって、最高裁判所の判事は
国務大臣と並べてほしい、これもまたもつともだ
というところでございまして、そういうことで今
度新しく最高裁判所判事その他が入ることにな
つた、そういうことでございまして。重ねて申し上げ
ますが、確かに一つの議論ですばつと一刀両断に
割り切れますと非常にいいのでございまして、な
かなか実情は、相当多角的に検討しないと問題が
適当なところに落ちて着かないというのが実情だ
と思ひます。

○多田省吾君 アメリカ、イギリス並みに、これ
は全部平等にするわけにいかないのですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) これはなかなかむづ
かしい問題だと思ひます。国によつて、外国の例
を見ますと、あまり差がないところもございま
すし、相当差があるところもございまして。いづれに
割り切るかということとはなかなかむづかしいこ
とでございますけれども、いまのところは私ども
は、現在の制度に対して特にここはぐあいが悪い
だろうというところだけを手直しするという漸進
的な態度でこの案を考えたいわけでございます。
○多田省吾君 そうすると、外国旅行なんかに行
く場合に、内閣総理大臣と国務大臣とその他のも

の三人行く場合に、これは実際問題としては別々の部屋に泊まるようになる、それが原則だという考えがあるわけですか。

○政府委員(武蔵謙二郎君) それはなかなかむずかしい問題でございますが、この国によりましてそう—実際申しますと、総理大臣が泊まる部屋も国務大臣が泊まる部屋もこの辺だということでは、まあ大体から申しますと、総理大臣の泊まる部屋と国務大臣の泊まる部屋と多少差があつてしかるべきである、そういうふうな考えております。

○多田省吾君 第二の問題としまして、今回は、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣及び特命全權大使については引き上げが行なわれていないわけでございますが、その理由はどうかなんでしょうか。

○政府委員(武蔵謙二郎君) この一番上の総理大臣、最高裁判所長官のところを上げておりません。それから国務大臣のところも上げておりません。これは外国の例を調べてみますと、これも先ほど申しましたように、はつきりしておるところでないところとございまして、総理大臣については現在の滞在費として日当宿泊合わせまして約四十八ドルでございますが、これは相当高いところになる。したがって、この際これを引き上げるのは適当でない、そういう判断に達しましたので、改定をいたしておらぬわけでございます。

○多田省吾君 去年ですね、松野前農林大臣がアメリカに参りまして、農林調査官というのには名目で知人を一緒に連れていった、はなはだ不見識であつたというので、松野前農林大臣もそのお金を返すというのを明言されたわけでありまして、けれども、そのお金は返っているのでしょうか。

○政府委員(武蔵謙二郎君) これは農林省に聞いてみないとはいけません、たぶん返つておるのだらうと思つておりますが、事実を調べておりません。

○多田省吾君 先ほど、午前中の質疑を通じまして、三十八年度、三十九年度、四十年度的における旅行者の人数は、一応総数は聞きまして、けれども、四十年度的だけでもけっこうですから、どの省、どの庁が一番多いのか、省別庁別にすると人数をお知らせ願ひたい。

○説明員(津吉伊定君) 四十年度的につきまして各省庁別に見ました場合の出張件数の多いところを申し上げますと、まず総理府でございますが、四十年度的で六千六百十五件の出張がございまして、その中で総理府が四千六百七十件、そのうち防衛庁が三千八百二十七件、これが大口でございますが、これに次ぎまして外務省の五百七十二件、文部省の三百九十二件というところがございます。

○多田省吾君 私どものしろうと考へては、もう外務省あたりが一番多いのじゃないかと思つたのですが、案外総理府が多くて、防衛庁が六千六百十五件のうちのほとんど六割近くを占めていて、これは防衛庁に聞いてもいいのですけれども、大体アメリカとか、沖縄とか、いろいろあるんでしようけれども、詳しい人数はわからないでしようけれども、大体どつちの方向が多いのでしょうか。なぜそんなに多く出張しなければならぬのか。

○説明員(津吉伊定君) 直接主務省でございまして、間接的にしかわかりませんのですけれども、留学とか、研修とか、そういうことで、御指摘のように、アメリカ方面というのが多いのではないかと思ひます。

○中尾展義君 四十年度的の海外旅行者六千六百十五人、この中でいま各省別に聞いたわけですが、それで松野前農林大臣のあつたような国民のひんしゅくを買うような事態も起こつたわけですが、こういう法案を出して、先ほどから社会党の諸君も質問をされておるのです。値上げの問題はどこにあるのか、資料を出せとか、えてしてまた外国旅行をしていろいろの問題が起つたものもありまして、かつまた不正な事件も出ており

ますもので、われわれはこういうふうに関くわけです。この法案それ自体は、そうそんなにむずかしい法案じゃないですからね。ですから、あなたのほうに聞くのはどうかと思ふ。これは会計検査院のほうに聞かなければわからないかもしれませうけれども、こういうふうな出張旅行、そういうことに對していわゆる不正な事件、そういうものにはあなたのほうでどうですか、主計局のほうでわからぬかしれませんが、大ざっぱにつかんでおるようなことありませんか、いわゆるごまかしというやつね。

○政府委員(武蔵謙二郎君) 旅費につきまして、率直に申しますと、終戦直後は、これは国内旅費の問題でございまして、乱に流れていたという面がなきにしもあらずでございます。いま御質問いたされました外国旅費については、いままで特に移動料について非常に不足するという声は強かつたのでございまして、そのほかこの旅費でもつて乱に流れていくというふうなことはあまりないだらう、そう承知いたしております。

○中尾展義君 それで、この日当、宿泊料、食卓料—これは実費弁償になっていまして、午前中も質問がありましたが、この表で足らなかったものもあるし、また余つたものもあるんじゃないかと、こう思ふのです。足らなかつた場合はどうなつてゐるのか、その辺のところをひとつ聞かしてくだされ。

○政府委員(武蔵謙二郎君) この旅費のやり方につきましては、いまの日本のやり方とは別に、実費弁償というのを徹底しましてやるやり方もございまして。たとえば、そういうふうなやつてゐる国ですと、ホテル代は本人に払わせない、そこできまつた限度内でそのホテルから請求があつたときに官が払う、そういうことをする制度もございまして。日本の制度ですと、限度を切りまして、その限度内で本人がやる。したがって、宿泊料は安いところへ泊まつて食事はよけい食へても、それは聞かない、そういう形になつております。いす

れのやり方がいいか。これは、ほかの国で、前に申しましたような、日本と違つたようなやり方でやつてゐる国もあるわけですから、それはそれでいいところもあると思ひます。ですが、私も、なかなかそのやり方にもいろいろ弊害があるもので、いままでやつておりましたこういうやり方でいいんじゃないかと思つております。そこで、いまの日本のやり方でございますと、たとえば宿泊料がこれだけというふうになりまして、ホテルでも少し高いところへ泊まつたといつても、それは個人があるいはその日当のほうからそちらへ回すということになるだらうと思ひます。それから今度は逆に、もつと安いところへ泊まつたというところで、宿泊料が浮いたというときも、別にその分は返納させない、そういうやり方でやつております。

○多田省吾君 予定時間が来ましたので、けっこうです。

○委員(豊田雅孝君) 速記をとめて。

○委員(豊田雅孝君) 速記再開。

○委員(豊田雅孝君) 次は、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、去る二十六日衆議院から送付され、付託されました。

なお、提案理由の説明はすでに聴取いたしております。それでは、これより本案の質疑に入ります。速記をとめて。

○委員(豊田雅孝君) 速記再開。

関係当局からの出席は、二階堂科学技術庁長官、小林官房長、その他政府委員の方でございます。御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○稲葉誠一君 伊藤委員がおいでになつて質問するのですけれども、その前にちょっと一般的なことをお聞きしておきたいと思うのですけれども、いま大臣、科学技術政策というか、そういうような中で日本の現状はどういうふうなところにあるか、という点と、どこにどういふ問題があるか、こういう点を、これは事務当局ではなくて、大臣としてのひとつ抱負経緯というものをまづ二、三十分ちよつとお話を願いたいと思うのですがね。

○国務大臣(二階堂進君) 抱負経緯をしゃべるといふことでございますが、私もまだ就任してそう長くたつてゐるわけでもありません。ありませうが、御承知のとおり、科学技術の進歩発展というものは目ざましいものがありまして、この科学技術のまた経済発展、成長に及ぼす影響というものははかり知れないものがあるわけでございまして、そういう観点から考え、また広く今日の世界の科学技術の開発等を考えてみますときに、技術を制する者は経済を制するといふことが非常にやかましく今日論議されております。また、先進諸国、特にアメリカ、ヨーロッパ等の国における政治経済の大きな問題の一つは、技術格差というものをどうしてなくすか。これは、特にアメリカにおける技術の進歩は目ざましいものがあります。そういうものに対する脅威をヨーロッパ諸国は非常に最近感じている。そういうところから、OECDにおきまして、技術の格差という問題を特に取り上げて、専門部会を設けて検討し始めてゐるというふうな状況であるように承つております。こういうふうなものを考えてみますときに、私非常に痛感いたしますのは、国が——国と申しますか、政府がもう少し科学技術というものの開発に力をいたすべきではないかといふことが一点であります。このことは、今日まで国の投資、あるいは学費、あるいは産業界、政府等が出ております研究投資等を考えてみますときに、欧米先進諸国の研究投資の国民所得に対する割合が、アメリカは筆頭であります。約四〇程度、あるいはイギリス、ソ連、西ドイツ等におきまして

も三〇をこえるという研究投資を示しておるのがあります。これに比較しますと、わが国におけるこの研究投資というものは国民所得の中に占める割合が約一・七割ぐらゐだと言われております。この国の力の入れ方というものを私はもう少しウェイトを置いていかなければ、先ほど申し上げましたような技術革新の時代におくれをとるといふ心配を非常にいたしております。この研究投資の割合をふやしていかなければならないという問題は一つであります。それと同時にもう一つは、頭脳の養成であります。人材の養成、特に、一般に科学技術者と言われる人口が今日約九十四、五万人だと言われておりますが、その中でも大学を出たものが約三十四、五万人だと言われておりますし、また研究者と呼ばれる純粋の人口がその中で十三万人程度だと言われております。この人材養成は最近文部省におかれまして非常に熱意を入れていただきまして、相当大学の学生の比率、文科系より理科系の比率をふやしておるといふことも御承知のとおりであります。また民間におきまして、いろいろな研究所を設け、基礎研究、応用研究を行ないまして、それに必要な人材の養成を積極的に行なつておる、こういう状況ではございしますが、何といたしまして、新しい分野の研究開発が非常に進められてきております。特に原子力エネルギーの平和利用の開発、あるいはまた宇宙開発、あるいはエレクトロニクスとの関係の開発、こういう新しい、言うならばビッグ・プロジェクトという、ビッグ・サイエンスというものが相当進められてきております。こういう新しい分野というものは、もとより基礎的な研究も必要であるし、また計画も立てていかなければならないが、研究しながら開発していくという大きなプロジェクトでございしますので、したがって、こういう新しい分野に關する研究者、科学者というものの人材が目立って不足いたしてきておる。この人材養成の問題にひとつ力を入れないかと思つておられます。

それと同時に、もう一つは、こういう技術革新の今日におきまして、やはり国民全体の科学技術に対する関心というものが非常に薄い。私は率直に申し上げますが、これは国会の議論などにおきましても、科学技術とか、そういう面に対する議論はあまり見られない。これは、きょうここに引き出されまして、いろいろ質問受けておりますが、非常に心強く思つておりますが、私は率直に言つて、国会の議論を通じてみましても、政治、経済、外交もとより大事な問題であります。しかしながら——科学技術なんというものの対する関心というものは少ないわけじゃありません。しかし、議論がこれはあまり少ないんじゃないか。私は、参議院におかれましては科学技術特別委員会をなくせられたといふことは、大臣として非常に遺憾に感じております。衆議院においては、私は担当大臣として非常にさびしく思つております。そのことについては、非常に私は文句を国対の委員長等にも申し上げましたけれども、国会におきましては、国会内におきましても、そういうふうな、国会内におきましてもそういうことではありますから、国民全体が私はもう少し関心を持つてもらいたい。みんな、世の中はよくならず、生活はよくならず、こういうことで、これは高度成長のおかげだとか、あるいは勤労者諸君の協力のおかげだと言つて楽しんでおる。しかし、その生活のよくなったといふことの裏には、やはりこれは科学技術というものの進歩に負うところが多い。端的に申しまして、国民自体が、科学技術というものが国民生活に根をおろしてゐるといふ、その関心が非常に薄い。だから、私はこういうことが一つある。日本の科学技術、特に技術面がおくられてきた要因ではなからうかと思つております。したがって、そういうことに対して、国民一体となつて総力を結集していかなければならない。原子力エネルギー開発、宇宙開発、こういう面が、ただ私は口だけで言われたいいけないのであつて、これは政府も産業界

も国民も一体となつて進んでいかなければならない、そういうことから考えますと、いま申し上げましたように、もう少し国民もひとつ関心を持って、そして協力していく、こういう態勢が望ましいのではないかと考えております。いろいろな面がありますが、いまかいつまんで申し上げますと、私が痛切に感じております点は、以上三、四点ではなからうかと思つております。

○稲葉誠一君 たいへん御意見を聞かしていただきありがとうございます。問題になります。いま最初に言われました、もう少し政府が力を入れられるべきではないかというお話ですね。これは国民所得の中の割合だけで問題が解決するわけでもないとは思ひますけれども、そのポイントは、じゃどうしていままで日本の政府などがこういう方面にあまり力を入れなかつたのでしょうか。これはどこに原因があるのでしょうか。

○国務大臣(二階堂進君) これは一口に言つて、政府のほうの科学技術に対する取り組み方の態度にもやはりあつたと思ひます。ことしの予算は相当伸びました。伸びましたが、これでもって私は満足すべきではないと思つております。この予算折衝を通じて見ましても、非常に——大蔵省の立場を別に悪口を言うわけではありませんが、財政当局から申しますと、たとえば原子力関係の新しい動力炉をつくるための予算、これは十年間に二千億と云うと、そんなにたいへんな金を一体どうなるかわからないようなものにございまして、必要があるのかという議論から始めて、そして長時間かけて議論をして、ようやく御理解を願つて予算がつけられる。これはまあ財政当局から言つて、あれもこれもでたくさん金が必要でございまして、また国民各層からいろいろ必要もあるわけですから、これだけというわけにはまいらないかも知れませんが、私はやはりそういうことにも取り組み方の姿勢が——私は率直に言つて、政府の一員ですけれども、しかしそういうことも一つやはりあげられていいんじゃないかと思つてお

ります。同時に、やはり産業界も、国民も、先ほど申し上げましたように、一口で言えば、技術者なんかは片すみに置けばいいといったような考えでございますけれども、政治の上の、行政の上の、あるいは国民の間から盛り上がってくる力の迫力においても、やはり大きな一つの原因をなしていると思うのですよ。そういうことから申し上げまして、先ほど失礼なことを申し上げましたが、国会

考えになると思っております。

○稲葉誠一君　これは大蔵大臣のいるところでお話をしていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思うのですけれども、四時半ごろに大蔵大臣来ますけれども、そこでも言われたわけですが、ほかの国では、科学技術省という形で、科学技術大臣というか、多少内容は違ふんじゃないかと思ひますけれども、ほかはどういうふうになっているんでしょうか。社会主義国なんかは特別な国で力を入れますからね、ちよつと違ふかもわかりませんけれども、そこはどうなつてんでしょうかね。

○國務大臣（二階堂進君）　私は、こまかいこと

は、事務当局も来ておりますから……。たとえばアメリカあたりは、大統領直属の科学技術顧問団というものを大きなスタッフを持って推進している。特にアメリカは進んでいるというのは、ソ連もそうでしょうが、軍事目的にこういうものを非常につぎ込んでおること。だから、軍閥係

の予算が、民間の研究団体とか研究施設ですね、あるいは大学とかいうのにつぎ込まれていく。だから、これは非常に私は進みんじゃないかと思っております。また、英国においては、先ほども申し上げましたような、担当の大臣がおる。そういうような機構がいろいろ日本とは違つておると思ひます。なお、詳しいことは、事務当局も来ておりますから、答弁させます。

○政府委員（梅澤邦臣君）

先ほど大臣が言われました英國、それからアメリカは大体國務省にそういうものを置きまして、それから英國は技術大臣を置きまして、その下に科学アカデミーあるいは技術アカデミーという審議官式のもの置いて、そこで決定しながら持つてい

くという形をとっております。それからフランスにおきましては、研究総務庁というようなものを置きまして、フランスは全部総合計画でございまして、そして第五次計画という、フランス国内経済全部含めました計画の中に一章設けまして、その中に五次計画で科学技術関係の計画を織り込んで五年計画というものを出しまして、その大綱を法律にしております、それを各省が守るようになるといふ形をとっております。それからドイツにおきましては、いまだ州のほうの権限が強うございまして、教育関係につきましては比較的国家がやっておりますが、いまだ科学技術関係のほうは州のほうが強うございます。しかし、現在の傾向といしましては、やっぱり国としても國民所得の三・五％ぐらいは将来持っていきたい、そういうような関係から、各州と一緒に盛り上げ体制を考えて、まずそれには基本計画をつくっていくべきじゃないかという国の動き方がございます。

おもに大体そういう関係で動いております

私の質問はあまりしないわけですが、いままのお話をお聞きして、感ずるのは、たとえアメリカのように大統領の顧問というような形で科学技術団があると、いま大臣のお話の中に

あつたそれが非常に盛んだということは、アメリカの軍事目的と結びついて科学の発達とか、技術の発達が相当程度行なわれているところにと非常に発達してくる原因があるんじゃないかと、こう思うんですがね。原因が結果になり、結果が原因になるんでしょうけれども、どうもそういうふうにかえられるんですよね。そうすると、日本の科学技術が発達しないというのは、やっぱり日本の場合には、平和憲法というものがあつて、そこで目的なり何なりというものがチェックされていると、こういうことが日本の科学技術の発展というものに、何か影響というか、関係を持つっているんですかね。そこらはどうなんですかね。

○國務大臣（二階堂進君）

に科学技術とか科学の振興をやるからそれが進むんだというふうには、一がいには言えないと思います。ただ、国費、予算の關係から申しますと、膨大な予算を使つておる。したがつて、また人材登用についても、民間で払う給料よりも何倍も高い給料を払っている。したがつて、いい頭腦が集まつてくる。世界各国からいい頭腦をアメリカなんか吸収してしまつてゐる、そこで開発をしているということですから、一がいには軍事目的のために科学に力を入れているからアメリカは進んでいるんだと、日本はこれはもう平和利用に限られておる、たとえば原子力の開発にしましても、宇宙開発にしましても、ですから、これはある程度そういう、たとえば昔のように陸軍、海軍が

いからおくれとおるというわけにはいかないかとも思いますけれども、しかし、国の力の入れ方というものは、国費においても、あるいは研究者の登用においても、やはり相当差があるということは、これは事実じゃないかと思っております。

○稻葉誠一君　そうすると、

技術庁というようなものでなくて、これは広い見地から考えても、当然科学技術省というようなものを、将来というか、近い将来というか、つくつたほうが日本の科学技術の振興に役に立つのじゃないか、だからそういうものをつくる方向に進みたい、こういうふうなことに伺いしてよろしいのでしょうか。

○國務大臣（二階堂進君）私

まそういふ御議論に賛成なんです。ただ、いま科学技術庁というのがありまして、総理府の外庁としてそういうものがあつて、そして担当の大臣を置いてやっている。これで十分でないとは私は申しません。申しませんが、非常に中に入つてみますと、これから開発しなきゃならないビッグ・サイエンス、大きなプロジェクトというものに取り組んでいかなきゃならぬ。そこで、現在も庁と云つたような形でいろいろな機構をつくつてやつておりますが、やはり私は将来は科学技術省というようなものを設けて、そしてやはり官民一体となつて総力を結集して科学技術のおくれを取り戻すような体制をつくる必要が将来必ず出てくるのじゃないか、またそうあるべきだと私は考えております。

○伊藤頭道君 先般長官から

案理由の説明を聞いておるわけですから、まず順序として、せっかく提案理由の説明を承りましたから、この説明の内容について順を追うて二、三お伺いしたいと思います。

ますお伺いしたいのは、振興局及び研究調整局の
のいわゆる所掌事務を改正したいということであ
りますので、その点についてお伺いしますが、科
学技術庁の直属機関である航空宇宙技術研究所に
関する事務を今度は振興局から研究調整局の所掌

に移すことになっておるようですが、従来の振興局の所掌のままで不都合があるのか。もし不都合があるとするば、理由はどの辺にあるのか、こういう点をまず順序として伺いたします。

○伊藤道君 研究調整局の所掌事務に關連して、五月一日から航空宇宙課に宇宙開発計画室を設置して、政府内部の宇宙開発の一元化を推進しようとしておるようでありますが、この計画室の構成とか人員あるいは具体的な方針についてまず説明をいただきたいということ、なおこの計画室には東大の宇宙航空研究所は参加しないとのことですが、それが一体どういうわけか、こういうことをあわせてお答えいただきたい。

○政府委員(小林貞雄君) 御案内のように、研究調整局におきましては、現在宇宙開発の仕事、それから航空技術の問題等を所管しておるわけでございます。したがって、宇宙開発の問題が御案内のようにたいへん重要になってまいりましたので、従来の振興局が所管しておりました航空宇宙技術研究所を調整局に移すというゆえんのものは、宇宙開発の行政をより強力に、一元的に推進してまいりたい、こういうことでございます。従来からも、振興局のほうと研究調整局のほうで緊密な連絡をとりまして、航空宇宙技術研究所の業務は宇宙開発の業務の中でそれぞれ果たすべき役割りを果たすように指導してまいっておったのでございますが、情勢の進展に即応いたしまして、研究調整局でこれを所管することによって、開発と研究と両方一体になって進める、そういう体制をとりたいというのが今回の改正の趣旨でございます。

○伊藤道君 研究調整局の所掌事務に關連して、五月一日から航空宇宙課に宇宙開発計画室を設置して、政府内部の宇宙開発の一元化を推進しようとしておるようでありますが、この計画室の構成とか人員あるいは具体的な方針についてまず説明をいただきたいということ、なおこの計画室には東大の宇宙航空研究所は参加しないとのことですが、それが一体どういうわけか、こういうことをあわせてお答えいただきたい。

○政府委員(高橋正春君) お答え申し上げます。第一に、計画室の所掌の業務でございますが、先生のお知りおきのとおり、昨年の八月に宇宙開発審議会から答申を得まして、今後、昭和四十五年を目標といたしまして、実用実験衛星を打ち上げるという使命を私どもはなっておりますわけでございます。この際に、審議会の答申にお示しをいたしましたように、四十五年の打ち上げの目標をお示しになり、これを具体的に実施いたしますための長期的な計画は今後役所において策定するようにというふうなお示しがあるわけでございます。このお示しに従いまして計画を実施いたします。このお示しにございますけれども、お知りおきのとおり、各省庁で現在、通信衛星、あるいは航空衛星、測地衛星その他いろいろな計画がございますけれども、これらの衛星と、これを打ち上げますロケットというのは、技術的に十分調整がとれておりませんと開発に支障を来します。そのために、当然各省庁間の連絡調整をいたしますが、さらに私どもは特に関心しておりますのは、同時に私どもは多量な衛星を打ち上げたい、そういう点におきまして、各省庁から技術者の出向を求めまして、これを計画室のスタッフに加えて、今後に行ないますところの実用実験衛星計画の際にどのような実験項目を行なうか、あるいは搭載機器をどのようなものを用いるか、あるいは衛星を打ち

上げるためにはどういうようなロケットが一番最適であるか、そういうようなことの十分な連絡をとりながら計画を進めていくということが目標でございます。

○伊藤道君 所掌事務の移転に伴って、実際に事務を担当するいわゆる研究調整局の航空宇宙課には増員が一体あるのかないのか。ないとすると現在の陣容で宇宙開発及び航空技術の一その能率的な推進を期待することは無理ではないかというところが当然出てくるはずで、この点はどうなんでしょうか。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、金属材料技術研究所の所掌事務を今回改めた、そういうことのようにありますが、この金属材料技術研究所の所掌事務に、従来から行なっている研究のほかに、「必要な試験を行なう」とも、委託に応じ研究及び試験を行なうこと」を加えていくようでありますが、そうだとすれば、今度の改正によって、同研究所は金属材料等の品質改善に必要な試験を行なうことになるわけですが、従来はこれらの研究のみで、試験は行なわなかったのかどうかということですね、その点はどうなんですか。

○政府委員(谷数寛君) 金属材料技術研究所におきましては、従来は金属材料その他これに類する材料の品質の改善を行なう機関といたしまして種

種研究をやっておったわけでございますが、その研究に關連いたしまして、研究材料の試験あるいは研究成果の確認の試験等、研究に必然的に付属する試験はやっておったわけでございます。ところが、そういうような試験を付属的にやっておりますうちに、関係省あるいは関係業界から、金属材料試験をそれ自体をひとつやってほしいという要望が非常に強くなってきたわけでございます。金属材料の試験につきましては、これは素材の信用にかかわる問題でございますので、業界等やったものではなかなか世界の信用は得られない、やはり国のしつかりした試験所で国がやるということ

で信用が得られるという点が一つと、それから、これをやりますには、非常に長時間にわたりました試験をやらなければなりませんので、なかなか民間の採算ベースには乗りにくいといったような事情がございまして、昨年あたりからそういうことを金属材料技術研究所として取り上げなければならぬのじゃないかというふうな情勢になってまいりましたので、逐次必要な器材を充実しつつあるわけでありますが、大体本年度あたりからある程度本格的な試験が開始できるのじゃないかというふうな見通しになりましたので、この際、研究に随伴する試験とは別に、試験そのものための試験も行なえるようにしたいということで、改正をお願いしているわけでございます。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、金属材料等の品質改善のために、あるいは試験、あるいは研究委託、こういう点を行なうために、同研究所内にたしか昭和四十四年度から材料試験部を設置していると思うのですが、目下整備中ということのように聞いていますが、同試験部の人員とか予算あるいは試験等、クリップ試験機、こういうこと、具体的な面は一体どうなっているか。要は、その整備状況はどういう状態かということをお聞きしたい。

○政府委員(谷数寛君) 金属材料技術研究所自体につきましては、昭和三十一年に設置されましたが、毎年拡充整備を行なっておりまして、昭和

四十四年度から材料試験部を設置しているというふうに聞いていますが、同試験部の人員とか予算あるいは試験等、クリップ試験機、こういうこと、具体的な面は一体どうなっているか。要は、その整備状況はどういう状態かということをお聞きしたい。

○政府委員(谷数寛君) 金属材料技術研究所自体

四十二年度には、定員四百七十四名、予算が大体十一億七、八千万円という規模になっております。

ただいま御質問の材料試験関係につきましては、大体昭和四十一年度に試験庁舎ができて上がりました、そのための特別の庁舎ができたわけでございます。それで、四十一年度じゅうには、材料試験部としては、業務課及び試験課の二課、人員が二十五名、それからクリップ試験機が四百二十三台整備をしたわけであります。

四十二年度におきましては、組織を業務課及びクリープ第一試験室、クリープ第二試験室ということで、一課二試験室というふうに改組拡充いたしました。定員も二十名ふえまして四十五名、クリープ試験機も三百八十七台設置いたしました。累計八百十台の試験機が備わるわけでございます。予算総額は三億九千六百九十四万円ということとで、相当整備されてきたわけでございますが、最終的には、もう一年ぐらいかけてまして、昭和四十三年ぐらいいは大体千台くらいの試験機を運転して試験をやるということになると思います。

○伊藤彌道君 前の提案理由の説明によりまずと、この金属材料等の強度に関する受託研究試験、これをやつてもらいたいという要望が多いとのことでありますが、どのような業界からこのような委託試験研究は多くなるものと予想しておられるのか、現在はどういう方向が多いのか、どういふ業界が多いのか、今後の見通しもあわせて御説明いただきたい。

○政府委員(谷數寛君) 従来は、大体普通鋼あるいは特殊鋼というような鉄鋼業界が相当多うございまして、なおこれを原料として利用いたしました重電機——発電機のような業界でございます。重電機あるいは化学工業用の機械を製造する業界ということで、簡単に申しますと鉄鋼機械業界というものがその重要なものでございます。これは、今後におきましても鉄鋼の素材としての重要性はますます増加するわけでございますし、また機械は、御承知のように、わが国の産業が非常に重化

学工業が進んでおりますので、機械業界というものはますます大きくなっていく関係にございますので、特に重機械関係については委託試験が多くなっているのではないかとというふうに考えられます。

○伊藤顯道君 次に伺いたいしますのは、国立とかあるいは民間で金属材料等のいわゆる研究機関としてどのようなものがあるのか。たとえば東北の東北大学ですね、あるいは金属材料研究所、これらは言うまでもないのですが、具体的にこういうような機関にどういうものがあるか、この際伺っておきたいと思います。

○政府委員(谷數寛君) 金屬材料研究所というよりな名前を冠しました専門の研究所といたしましては、ただいま御指摘がございました東北大学の金屬材料研究所と当庁の金屬材料技術研究所、この二つがいわば国立の研究機関で金屬材料技術研究所という名前を冠しておる機関でございます。そのほかには、国公立の試験研究機関はたくさんございまして、金屬材料の研究自体を専門にやっておる研究所としては別にはないのではないかと

と思います。ただ、金属材料技術の研究を関連的に行なつておる機関としましては、通産省の工業技術院の機械試験所であるとか、あるいは資源技術試験所であるとか、あるいは名古屋工業技術試験所、こういうようなところでは部門的にあるいは関連して一部金属材料の研究を行なつておるののではないと思いますが、専門的にやつておるところはないと思います。

なお、民間の各企業、特に大きな製鉄会社、機械会社等はそのぞれ中央研究所を持っておりますが、これは非常に会社の営業なり実際の事業に密着した研究でございまして、基礎的な研究というと、やはり先ほど申し上げました当庁の研究所、東北大学の金研の二つが中心だと思います。

○伊藤顯道君 次に問題を変えてお伺いをいたしますが、宇宙開発推進本部関係の分野で、まず人工衛星の追跡業務について、先般提案理由の説明がございましたので、この点についてお伺いいた

しますが、同本部の所掌事務を改正して、委託に
応じ人工衛星の追跡業務を行なうこととし、そのた
め油縄電波追跡所を設置するようにしております
が、昨年八月の宇宙開発審議会の建議によりま
す、人工衛星の打ち上げ及びその利用に關する
長期計画について」という建議があるわけではな
い。

す。これによりまず、人工衛星追跡業務については同本部が一元的に行なうこととし、施設として、軌道計算センターのほか、少なくとも三カ所の追跡所を必要としておるとのことでありますが、本部に新設される人工衛星追跡部は東京に一つですね。これは調布の本部内ですか、とにかく東京に一つ、沖繩に二カ所というふうになっておりますが、この電波追跡所を置くのみで追跡等の円滑な業務の遂行はできるものかどうか、危機の念を持たざるを得ないわけです。この点を説明いたしたいと思います。

○政府委員(高橋正春君) ただいま伊藤先生の御指摘のございましたように、昨年の宇宙開発審議会の建議におきましては、三カ所の追跡所を置くということに相なっております。技術的な点から申しまして、打ち上げ軌道に対してできるだけ観測の可能な場所を選ぶ必要があるわけですが、さらにこれに用いますところの測定方法の技術的な問題点から、この三カ所は少なくともその間の距離が約五百キロぐらい離れておるということが必要なわけでございます。それで東京とそれからもう一つは沖縄、さらにできるだけ既設の施設を活用いたしまして、さらにマイクロ回

線でデタを電送いたします関係もございますので、既設の施設の中では一カ所といたしましては打ち上げ地点であるところの内之浦を選びました。したがいまして、予算的な措置といたしましては、主局でございましてところの東京とそれから従局の沖縄が計上してございますが、支局でありましてところの内之浦の追跡所につきましては、東京大学の方では同様の内容によりまして四十二年度予算で一億六千一百万ほどの予算的措置がとられております。なお、すべてこれらの追跡所に

おきまして衛星からとりましたところのものは、回線によりまして科学技術庁の計算室に送られますという、そこで計算をされまして次の予想軌道を出すと、そのことでございますので、全体的に一元的な遂行が可能であると思っております。

○伊藤露道君 同じく宇宙開発審議会の建議によりますと、今度東大が打ち上げる予定をしているいわゆる科学衛星の追跡については、打ち上げ担当の東大宇宙研究所、それと追跡担当の本部との間に連絡組織を設けることとしておるわけですが、さて実際にその両者の間の協力関係は緊密にいつておるのかどうか。どうもあぶなっかしい点点が推測されるわけですが、この点は一休具体的にはどういうことになっておるのか、この点をひとつ率直にお答えいただきたい。

○政府委員(高橋正春君) 東大と科学技術庁の宇宙開発全体の問題といたしまして、一昨年来技術的な提携を種々密接にいたすように十分に組んでおりますが、特にこの衛星の追跡に関してしましては、審議会の御建議のお示しのとおり、全部科学技術庁のほうで一元的にやるという態度は確定いたしております。すでに四十一年度におきまして、この電波追跡の予備的な実験を当庁の試験研究費で行ないまして、その際にも東大側の技術者の方と共同研究ということで十分な連絡をいたしております。今後の追跡につきましても、先ほど申し上げましたとおり、三カ所の追跡所のうち一カ所は打ち上げの施設でございますところの東京大

学自体に設置されますけれども、その中にその業務に従事されます方々は、科学技術庁の追跡業務を行ないます者たちと十分な連絡協調をとりまして、しかもその追跡所で得られましたところのデータは、先ほど申し上げましたとおり、全部通信回線をもちまして科学技術庁の計算室に入ってくる。したがいまして、その計算あるいは次の軌道の予想等は、科学技術庁において全部一元的にやるということに相なっております。

○伊藤道君 両者の協力関係が非常にスムーズにしか協力に行なわれておられるということであれば何ら問題ないわけですが、両者の協力関係はどうですかと聞けば、それはちょっといままじい、今後よくなるでしょうと言わぬで、非常に目下うまくいっている、そういう意味の御答弁は伺わぬでもわかっておるわけですが、実際に問題ございませんか。確信持って円滑にしかも緊密に協力関係がとれておるかどうか、確信が持てるものかどうか、そういうものであればけっこうですが、ひとつ重ねて伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(高橋正春君) 四十二年の予算につきましては、東大と私どものほうで、宇宙開発審議会の建議の基本的な精神に立ちまして、十分に調整をいたし、重複をなくしておりますというところが第一点。それから具体的には、たとえば私どものほうで考えております実用実験衛星の打ち上げ用のロケットにつきましては、第二段は東大のミューロケットの大型性能化するものを使うというところに相なっておりますので、具体的には四十二年には私どものほうでは予算的な措置はとっておりませんけれども、四十三年以降は、東大のミューロケットの開発技術をそのまま受け継ぎましてさらに大型性能化していくわけでございます。具体的には、すでに宇宙開発推進本部の中に技術委員会というものを設けてまして、ここに東京大学から五名の教授の先生に委員としてお加わりいただきまして、科学技術庁の行ないますところの宇宙開発の技術的な問題につきましては十分に東京大学と連携をとっておりますので、現時点におきましては両者の間に相克あるいは重複というようなものはないものと確信いたしております。

○伊藤道君 今年度から本部に設置される例の人工衛星追跡部については、人員は十六人で発足するようでありまして、東京、沖縄及び軌道計算機室、これらの人員の配分は一体どうなっておるか、それと将来どのような増員計画があるのか、こういうことをあわせてお答えいただきた

い。
○政府委員(高橋正春君) ただいま想定いたしておりますのは、本年度の観測関係は、本部の追跡部長一名のほか、計算機室に七名、それから第一——これは東京でございますが——及び第二沖繩の各観測所の四名ずつ、計十六名を考えております。将来、常時観測体制というふうなものをとる必要があるようになりまして場合におきましては、当然この人員の増員の必要があると思われ

○伊藤道君 いま指摘のありました沖繩電波追跡所の職員に対しては、総理府の南方連絡事務所というところでありますが、具体的に今度沖繩に勤務する四人の職員について、どの程度の在勤手当が支給されるのか、この際承っておきたいと思ひます。

○政府委員(高橋正春君) ただいま外務省を通じてまして米國政府等と連絡をいたしておりますが、実現が可能と思われまして沖繩の電波追跡所は、沖繩の恩納という大体内にございまして、その地区でございます。そこに在勤いたします先ほど申し上げました四名の職員につきましては、現地にございまして、政令でこの額を定めることに相なる予定でございます。したがって、現在考えておりますのは、たとえて申し上げれば、所長にはこれは行(一)の四等級——まあ四号俸以下の者だろーと思ひますけれども、月額にいたしまして七万四千円、これはたまた扶養親族を同伴しない場合には六万八千八百円ということに相なるわけでありまして、一般の他の職員につきましては、行(一)の七等級四号以下を考えました場合には三万五千八百円、扶養親族を同伴いたさない場合におきましては二万九千八百円ということに相なっております。なお、昭和四十二年の予算につきましては、このような想定のもとに総額四十六万八千円の予算を計上いたしております。

○伊藤道君 次に、これも提案理由の説明にございまして支所の設置についてですね、今度ロケットの発射実験場と並びに人工衛星打ち上げのためのいわゆる施設等を必要箇所設けるために支所を置くことができる、そういうふうな説明にしておりますが、まず種子島を選定して昨年より整備にかかっているようにありますが、しかし東大の内之浦ロケット発射場はあるわけですね。これをなぜしようとならないのか、独自に発射場を設置するのは一体どういうわけなのかということ、特に種子島を選んだ理由、何か根拠があると思われまして、そういうことについてあわせて御説明いただきたい。

○政府委員(高橋正春君) 科学技術庁におきましては、昭和四十年まではこれは防衛庁の射場を経済的理由から使っておったわけでございまして、けれども、当然実用衛星の打ち上げを想定いたします場合には、種子島と内之浦との関係がそこで生ずるわけでございまして、御承知のとおり、内之浦は現在六十七ヘクタール、あの山岳地帯を切り開きまして、それぞれのロケットの発射台地をつくっておるわけでございまして、山岳地帯であるという一つの物理的な限界からいたしまして、あれ以上の広い支所を得るということは物理的に不可能でございます。現在、東大のほうにおきましては、直径が一・四メートルのミューロケットを開発いたしておるわけでありますけれども、私も、私が実用実験衛星を打ち上げますためには二メートル五十というふうな大型性能化になることが予想されます。その場合におきまして、ロケットの打ち上げに際しましては、いわゆる危険を防止いたすために保安区域を十分に取る必要があるわけでございまして、調査によりまして、内之浦におきましては、現在東大は保安区域を一・七キロメートル程度おとりになることが物理的に精一ぱいのごときでございます。そういったものと、現在種子島におきまして二キロ

メートル程度をとっているわけでございますが、将来大型化した場合には一・七キロメートル程度の保安区域におきましては十分の保安上の効果が期し得ない、これが一つ大きな理由でございます。なお、種子島を選びました理由につきましては、いろいろ技術的な問題、特に赤道にできるだけ近い南方であるということでありまして、あるいは地形が平坦であるということ、あるいは航空路、船舶その他の交通につきましても、被害を加えるということが少ないこと、その他交通事情、道路事情という一般的なロケット射場といたしまして必要な要件を調査いたしました。特に東大におきまして、従来内之浦を開発されてます前に、種子島等につきましてかなり詳しい調査資料などがございまして、その中で、そのような点から判断いたしまして種子島を選定いたしました次第でございます。

○伊藤道君 この種子島については、昨年五月に宇宙センターとすることに決定して以来その整備に目下努力しておるということですが、現在の施設の整備状況並びに将来の計画についてこの際承っておきたいと思ひます。

○政府委員(高橋正春君) 四十一年度におきましては、ロケットの組み立て調整地でございますが、あるいは実験施設等防衛作業場というふうな、最小限度ロケットの実験を行ないますために必要な施設を設備いたしました。これに要しましたところの費用は六千六百万程度でございます。本年度は、ロケットの径が六十センチメートルぐらいのものまでを打ち上げます実験を行なうのに必要な施設をいたします研究設備関係が一億三千万、営繕関係が九千七百万、さらに運営費といたしまして四百七十万円程度を予算化いたしております。なお、今後の計画につきましては、現在、先ほど申し上げました計画地におきまして人工衛星の打ち上げ開発用の開発のための長期計画を定めておりますので、その長期計画が決定いたしました時点で、将来の構想が明らかになるものと心得ております。

ておるということはもちろんおわかりであつたと思ふのですが、その際重大な関心のある宮崎漁民との間の了解がその時点ではなかつたのではなかつたかと思ひます。それがあといよいよ実験となるとき、こういう問題が起きる。その際、当然その危険は、ロケット発射ということになれば宮崎漁民に重大な関係がある、関係があるということは重大な利害関係があるということでありますから、宮崎漁民にも十分納得のいく工作が必要ではなかつたか、その点話し合ひで不十分の点があつたのではなかつたか、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(高橋正春君) 伊藤先生御指摘のとおりということに相なるとは思いますが、もちろん私どももいたしましては、農林省の農林水産統計、あるいは県におきましては、その統計、そういうものにつきまして必要の調査並びに水産庁等の意向というようなものは確かめておりますが、六月の六日に大休庁議で決定いたしましたので、そのあとで宮崎県の方々の漁連の方々につきまして私どものはうで建設計画をお知らせを申し上げて御了解を得るといふような逆の段階になっております。その後の交渉につきましては誠心誠意やっておりますけれども、最初のきつかけと申しますか、交渉の開始時点におきましますところの情勢は、先生の御指摘のとおりであらうと思っております。

○伊藤顯道君　そこで、この問題については、先ほど大臣からもある御説明があつたわけで、その点については了解するわけですが、結局問題は、この決定の時点で種子島周辺に利害關係を持つ沖縄漁民との話し合いが不十分であつたということをやいま反省しておるわけですから、今後はひとつ宮崎の漁民についても十分――先ほどの御説明では話し合いをしてきたということですが、そういうことを重ねて今後ひんばんに十分重ねて、いやしくも宮崎の漁民の利益を抑圧することのないよう、その点は心得ておると思いますが、十分話し合いの機会を持って、納得のいく上で早期解決を期する、そういう方向でなお懸命に努力を続けられるよう強く要望申し上げます、と思います。

す。
なお、この種子島の人については、職員四名で
発足することではありますが、わずか四人の管
理要員で十分なのか、その業務の遂行に支障はな
いものかどうか、この点を詳細承つておきたいと
思います。

○政府委員(高橋正春君) 御指摘のとおり、室長以下四名、うち二名は守衛でございます。現時点におきましては、私どものロケット実験は、たとえ年間四週間にわたるといたしますと、その四週間の期間、その前に約半月くらい準備と申ししまするか、そのために期間が要るわけでございますけれども、そうなりますと六週間程度は具体的に年間におきましてその射場を利用いたします。その場合につきましては、もちろん打ち上げに要しますところの各種の陣容というものは、東京から——本部から参ります。したがいまして、その間におきますところの管理運営はすべて円滑に行なわれると思ひますので、四名の人々はいわゆる実験を行なっておりません期間につきまして管理保守と申しますか、そういうような業務に携わるわけでございますので、現在の四名をもちまして最小限の妥当なはずだというふうに心得ております。

○伊藤顯道君 次に、定員の増について二、三お伺いいたしますが、科学技術庁職員の定員は、九十八人増員が出ており、二千三人に改めようとしておるわけですが、そのことについてお伺いいたします。科学技術庁の職員の法律定員は九十八人ということよくわかりますが、法律案に出てこない凍結欠員の補充業務は一体どうなっておるのか。これは三十九年の閣議決定以来欠員不補充の原則はいまでも生きておると思うのですが、この凍結欠員の補充状況は一体どうなっておるのか。それをあわせ考えないと、ただ法律定員だけでは実態がつかめないわけですね。そこで、この際承っておきたいと思います。

○政府委員（小林貞雄君） 凍結欠員の減の分を解除いたしましたし、われわれのほうにふやしてもいいます人間は、内部部局のほうで一名、それから研究

所のほうで七名、合計八名が凍結解除、こういう数字になるわけでございます。したがって、定員増をお願ひしております九十八名を足していただきました百六名という数字が、われわれのほうとしてまして実質的にふえた人間、こういうふうに御了承願ひします。

○伊藤顯道君 科学技術庁の研究関係で、定員増と欠員の凍結の補充、こういうことで百三人の増員を行なっておるようでありますけれども、これは従来どうも補充が困難だと言われておった研究員の補充状況は一体現在どうか、このこともこの際承っておきたいと思うのです。

【政府委員（小村貞雄）】 この定員のふえました大部分は、いわゆる研究所の研究者が中心でございます。実数的に考えてみますと、こういう研究者をふやしますことは、なかなか現在の情勢からいいますと、民間のほうが待遇がいいというような関係がございまして、採りにくい面も情勢によつてはございます。つまり、民間の景気が非常によくて、民間が大ぜい人を採るようなときには、当方は採りにくい。逆に少し不況になったようなときには、当庁としては採用しやすい、こんなような状況でございます。しかし、最近の情勢は、非常に優秀な人間が出てきておりまして、本年度についての採用状況を申し上げますと、四月一日の採用が上級職で三十名——これは先ほど申し上げました研究者中心でございます。それから中級、初級の者が十一名、合計四十一名を四月一日に採用しております、こういうことに相なります。

ただし、定員等の関係がございまして、いきなり当庁の正規の職員として採れない人数もこの中にはあるわけでございますけれども、当庁の採りたい職員として考えてまいりました者は四十一名で、優秀な人間が集まっております、かように考えております。

○伊藤顯道君　昨年の科学技術庁設置法の改正によつて設置された無機材質研究所、これについて見ますと、これは研究所の中でも最も多数の三十二名を増員しておるわけですが、この研究所設置

後一年を経るわけですね。そこで、この定員とか設備等の整備状況は一体どうなっておるか、計画どおり進んでおるのかどうか、という点。それと、研究所は一、二年後にはいゆる例の筑波研究学園都市に本庁舎が建設される予定だと聞いておったわけですが、その後この計画はどのように進んでおるのか、この点をあわせて御説明いただきたい。

○政府委員（谷数寛君） 無機材質研究所は、御指摘のように、昨年新設された研究所でございまして、昨年度の予算では、定員二十一名、予算額が六千六百万円で発足したわけでございます。研究内容として、この研究所は研究グループ別に研究を進めるということで、計画といたしましては、十五グループをつくりまして研究を進める。十五グループの研究につきましては、規模は大体四百人くらいの規模のグループになる予定でございまして、ところが、初年度は一応その研究グループは一つということで、あといろいろな付属のあれがございまして、定員二十一名ということで発足したわけでございます。本年度は第二年度になるわけでございまして、先ほど御指摘のように、比較的多数の三十二名という増員を得たわけでございますが、これはその研究内容から見ますと、研究グループが三つ追加されたわけでございまして、四十一年度の分を合わせますと四グループの研究をいまやれるという予定でございまして、四十二年度の予算は、定員を三十二名ふやまして五十三名の定員で、予算額が一億六千七百万円くらいの予算になります。そういたしますと、結局十五グループ四百人という目標に対しまして、ただいまは四グループ五十名ということで、まだ相当先があるわけでございまして、私どもの当初の計画どおりには少しおくられているのじゃないかというふうに考えます。まあなるべく早く完成に持っていきたいと考えております。

なお、筑波の研究学園都市への移転の問題につきましては、学園都市の移転が可能な状況になりさえすれば、まづ先にこの無機材質研究所をここ

きたい。

○政府委員（武藤謙二郎君） 御質問でございますが、これ、人事局と大蔵省の給与課とどういふふうに仕事を分けたらいいかという問題があると思いますが、旅費の關係は要するに、経済的な、各

国の生計費がどうなっているとか、ホテル代がどうなっているとか、そういう計数を調べ、もう一つは、外務省を使って、外務省にお願いして、そして実態がどうなっているかという計数を調べて、そしてその計数に基づいて、必要があれば法律を改正するというだけのことです。また、その差しつかないだろう、そう思っております。

○北村暢君 大蔵省のエリート意識で、そういうふうにするのは自由でしようけれども、私はこれは外国旅費だけでない、内国旅費についても事業の運営上各省庁でいふんこれは紛争もあり、問題も大いにある問題なんです。ですから、まあ給与関係でないから、紛争事項でないとか何とかいうことでいままでも処理されてきているけれども、これはやはり強制的に棄権されているものもあり、これはいろいろなわけですよ。ですから予算とも関係あるのですが、いまの答弁では私は満足いたしませんので、今後まあこの問題は行政機構そのものの問題でもありますが、これはいまの答弁で満足はいたしませんけれども、聞いてだけおきます。

それから一つ、支給区分の改正についてであります。先ほど多田委員からも質問があったのでございまして、この支給区分を今度「国務大臣等」ということで、従来「国務大臣及び特命全權大使」ということになっておったところに対して、最高裁の判事、検事総長、会計検査院の院長、人事院総裁等が入ることになった、改正されたようでございしますが、これは人事局長にお伺いいたしますが、特別職の給与の関係ですね、これは一体裁判所のほうは人事局長の権限でないようございしますが、こういうものとの比較でどのように、この特別職の給与と、給与行政を行なっている面と、この旅費法の改正との問題について、バランスがとれているかどうかということについて、検討されたことがあるかどうか、これをまずお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(増子正宏君) いまお尋ねの件につきましては、私、検討をしておるといふふうには申し上げかねるわけでございます。端的に申し上げまして、旅費の関係につきまして、人事局としていろいろ検討したということもございせん。

○北村暢君 それじゃ、大蔵省はこの旅費の支給区分を改正するにあたって、独自でやられたのか、それとも人事局等と協議されてやられたのか、この点ひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(武蔵謙二郎君) この旅費の関係、原則で申しますと給与のほうはきまっております。その秩序を与えられたものというので検討いたしました。

そこで、その次にどういふバランスが適當かという問題でございますが、先ほどもちよつと御説明申しましたが、従前、この前の改正までは、「内閣総理大臣等」というところが二つに分れておりました。ところが、その後外交機能というところに着目いたしまして、特命全權大使と國務大臣という中二階をつくりました。そこで、それはそれでこの中二階というものは、表示としては外交機能に着目した特別な分類である、そういうふうな考えております。ところが、また別な角度から申しますと、三権分立というたてまえから、ここでごらんになりますように、内閣総理大臣と最高裁判所の長官というものは同じグループに入っております。ところが、その次に、國務大臣は入っており、また、最高裁判所の判事は「その他の者」のグループに入っている、ここがおかしいという議論がございまして、それでいろいろ検討いたしました結果、最高裁の判事はここへ入れたほうがよからう、いろいろな点で同じように扱われております。検事総長もそこへ入れたほうがいいだろう。それから、多少ほかの行政機関とは違つた性質を持つてゐる会計検査院長と人事院総裁、その認証官のうちそういうものをしぼりまして、それはこのところに入れたほうがよからう、そういう判断でこの案をつくつたわけでございます。

○北村暢君 大体そういう比較とか何とかというのは、それは給与とかあなたの自主的判断でしようけれどもね、これはやはり特別職におけるそういうものの比較、バランスというふうなものについて、やはりもとつと、大蔵省の主計局とか給与課長あたりがこれとこれとが適當だろうなという判断でやるといふことも、私も私はおかしな感じがしないかと思ひます。ですから、この旅費法のそういう判断にしても、これはやはりそういう比較をする場合にはそれ相應のところに協議をして、その結論に基づいてやるといふのが私はいいのだらうと思ひます。ただ大蔵省の判断でやられるというところに大蔵省のエリート意識が、おれのやっているのは何も間違いないのだという、そういうのはどうかと思ひます。だから私は、こういう大臣とか最高裁の判事とかいふものの比較をする場合に、もう少し見識ある態度でやつてもらわないかという、うまくないのじゃないかと思ひます。すなわち、かりに同じ結論が出るにしても、主計局の一存でもってこういう改正をやるということについて、私はどうかと思ひます。

○政府委員(武蔵謙二郎君) 先ほど説明が足りませんで申しわけありませんが、実はこういうものををつくりますについては、裁判所も含めましていろいろ意見を聞きまして、それでその結果が、こういうところとが妥當であらうという、裁判所、それから各省のそういうところの御意見を聞きまして、こういうところと落ちついたわけでございます。

○北村暢君 そこで伺ひたいしますが、この國務大臣と特命全權大使ですね、特命全權大使といふのは特別職ですね、そうしてこれは特別職の給与に関する法律でもって特命全權大使の俸給表といふものがきめられております。それを見ますと、これ、特命全權大使といふのは、いわゆる大使といふことでございまして、給与からいいますと、これは一等級から何等級までありますが、だいたい差がございまして、五号俸ですか、五号俸がこれは改正になっておるのか

もしもせんけれども、私の持つておる給与六法では二十五万円、それから一号俸が十六万円ですね。これは特命全權大使といふのは全部含んでいるわけでしょう。そうすると、大体この大臣と同じクラスといふのは、給与においても、先ほどそれで私は給与との均衡がとれているかということを開いたのはそこなんです。特命全權大使は十六万円、大臣と同じ旅費のクラスになっているわけですよ。そして、「その他の者」というところにはどうなるのか、公使は、これは公使は一体どこに入るのか、公使は、そしてまた「その他の者」といふ者と、それから一号俸の十六万円の大使と、「その他の者」との給与ではあまりにも差があり過ぎる。それで、その給与とのバランスをどう考えるかということをお私に質問したいのです。ということは、一般職の公務員の場合は、等級別にこまかく分かれて俸給にいたしたようにあれができています。だから、特命全權大使はどんな小さな国であらうと日本の国民といふものを代表するといふ意味において特にしたのだという理屈になつておるのじゃないかと思ひます。それが、それにしても給与とのバランスは全然とれていないですよ。そういう点は、私はどうもその説明がどういふふうな説明されるかわからないけれども、そこら辺のところを非常に疑問に思ふ。で、公使も特別職ですね、その特別職の公使といふのは、一体特命全權大使ですか、この公使といふのは、一体どこに入るのか、どこを見ても該當するやうなところがないようですがね。どういふふうになつておるのか。ちよつと説明してください。

○政府委員(武蔵謙二郎君) これは従来からそうでございますが、特命全權大使といふのだけが上に入っております。したがしまして、先ほどお話がございましたように、給与から見ますと、高い公使でも「その他の者」に入ります。それから特命全權大使であれば、給与は低くとも二番目のグループに入っております。でござい

ますから、お話のように、給与とのバランスという事でございまして、その点はおっしゃるとおりでございます。ただ、その考え方でございまして、これは主として外務省の判断でございまして、私もそれを尊重するわけですが、やはり大使と公使と給与が上下ということで区別するのがあるのか、大使と公使ということで区別するのがあるのかという点につきましては、外務省がやはり特命全權大使というものは、特別に待遇され、給与はかりに低くとも特命全權大使は同じようにして扱ってほしい。おそろく国際的な慣例でも、たとえば御承知かと思いますが、外交官がいろいろ並ぶときに、特命全權大使はまず、新任でもまず先に並びまして、それが終わってからまた古参でも公使が並びというふうなこともございまして、そういうこともあって、外務省の考えではこういう分類が適当だと、そう考えているようにございまして、私もそれをそのままだと踏襲していると、そういうことでございまして。

○北村暢君 まあ外務省の意見をいれてそうなっているというふうなことで、それにしても公使がそれじゃ全部入ってしまふよ、「その他」というところの給与と特別職の給与はだいぶこまかく分かれておりますね。それがこれには一本化されて「その他」ということになっている。

○政府委員(武蔵謙二郎君) これは御承知のように、「内閣総理大臣等」ところを内国旅費で申しますと二つになっております。ただ、この前の改正のときに、特に日本の代表と外交的機能ということを考えて、中二階をつくりました。こちらには三本になっております。そこでその三本の間にどこを入れるかということでございまして、先生おっしゃられたように、これが国内のあれですと大体給与に合せて旅費のほうも区分ができる、それはおっしゃるとおりであります。たださういうように出ましたときに、日本の国の代表という形で、特に外交機能に注目するという事で、これが設けられたわけですが、そのとき

にどういうふうな線を引くのがいいかということ、外務省のほうは大使とそうでない公使と二線を引くのが適当だと、もう一つの線の引き方は、先生おっしゃられたように、給与のところで線を引くと、内国旅費の場合はさういふようになると思いますが、外国旅費の場合は、大使と公使とそこを線を引き、大使と公使と、私もそれを尊重いたしまして、このところは内国旅費と外国旅費と違っているところではございますが、こういう分類にいたしております。

○北村暢君 まあさういう理屈はあるでしょうけれども、「その他」の給与からいけば、内閣法制局長官以下二十五万ですわね。この方とそれから十六万の公使と一緒ということになるのです。それから大使に至っては十六万の大使がこれはまあ特別だということで内閣法と同じ、まあ大使の場合は、私も国を代表するということの意味であれでしょうけれども、公使とさういふ意味ではないわけですね。さういふ意味はないのに、なおかつ二十五万の者と、各種委員でも十九万ですわね、最低がね。それが公使だけは十六万で「その他」の者に入る。これは私はいんです。なるべく高いところに持つていってもらうというのはいない。何も反対はしてない。反対はしてないけれども、給与とのバランスを考えると、下のほうはもうごくこまかく等級ごとに分けていって、上のはうはいくといくと大ざっぱになつちやうて、この特別職の問題についてもいろいろ一般職の次官クラスのところの特別職の問題も出ている、意見としては、これは検討しようということ意見相当出ているところなんです。い

わゆる指定職だの何だのという形で適当にやるのですよ、よくなるように。ところが、同じ外国旅費でもこれは相当段階設けてやっているとね。ですからさういふ面ではバランスが私にとれないのじゃないかと思う。したがって、これは外務省の意見、あるいは協議したというけれども、私はやはり総体的に人事局なり何なりと協議をしてこの調整をしてバランスのとれた旅費であると

いうことが望ましいと思う。さういふ点でなるべく高いところへ持つていくことは賛成だけれども、あまりバランスのとれないやり方では私はまづいんじやないかと思う。したがって、この旅費にもやはり御都合主義でなしに、やはりこの理屈という筋を通して私はやってもらいたいと思うんだね。下のほうだけは筋を通してこまくなるべく安くなるようにやっておつて、上のほうはあんた大ざっぱになるべく多くなるようにというんじや、これは私は取り扱い上不公平だと思ふ。さういふ点でひとつこれは十分納得いくような関係の給与なり何なりと打合せをして、納得いくようなやり方は検討をしていただきたいと思ひますが、今後、まあさういふところ、これ修正するわけにもいかぬからあれですが、さういふ意味で大蔵省の独善にならないように、ひとつ十分連絡をとつてもらいたい。私はこれをちよつと見ただけでいふ疑問に思ふ点が相当ありますから、その疑問の点があるほどで理屈が通つておるんだというふうな私どもが納得いくような説明ができれば、私も納得しますけれども、どうもいまの説明だけでは納得いきません。ですから、まあ今後この改正法、出てくるんではしょうから、改正の問題ももちろん出てくるんではしょうから、さういふ意味ではひとつせめて人事局くらいには協議しないと、人事局ではまだ検討しておりません、知りません、これじゃ何のためにこの総理府に人事局ができたのか私はちよつとおかしいと思ふ。さうでしよう。人事局というのは何かさういふためにできたんじゃないんですか。あつてもなくてもいい人事局なんですか。さういふ点十分協議してやつてもらふことが望ましいと思ひます。ひとつ大臣においても所見を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 今後十分これは連絡をとつて慎重にやりたいと思ひますが、実は先ほどからだいぶ大蔵省がやつてに自分の判断でやつたようなお話でございましたが、さういふござい

ませんで、各省にまたがる問題でございまして、この権衡をとる、各省との折衝が非常に長引きまして、いままで一番私どもとしては時間を費やしてこままでまとめたというふうないきさつもございまして。今後さらに十分の連絡をとつてやりたいと思ひますが、これも簡単にできたんじやないの、十分最後はこの御審議を仰ぐためには、権衡問題を私どもとしては各部面とできるだけの折衝を重ねてきたつもりでございまして。

○北村暢君 まあ十分さういふことをやられたんではしょうけれども、なお疑問がありますので、検討していただくというところの答弁ですから、私それで納得いたしますから、きょうのところは質問はこれで終わります。

○委員(豊田雅孝君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(豊田雅孝君) では速記再開。
他に御発言もないようですから、本案の質疑は尽きたものと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○八田一朗君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について、修正案を提出いたします。

修正案はお手元にお配りいたしてございまして、それにて御承知願ひたいと存じます。
修正の趣旨は、本法律案の施行期日は六月一日となつておりますが、同日までに本法律案が成立する見込みがなくなりましたから、これを公布の日としようとするものであります。
右修正部分を除く原案に賛成いたしましたので、私の討論を終ります。

○委員(豊田雅孝君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。
それではこれより、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました八田君提出の修正案

を問題に供します。八田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって八田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって修正部分を除いた原案は、全会一致をもって可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十六分散会

改正する法律案

〔参照〕

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に改める。

五月三十日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月二十二日)

一、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を

昭和四十二年六月九日印刷

昭和四十二年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局